

# 令和6年第7回安平町議会定例会会議録（第2号）

令和6年9月19日（木曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和6年9月19日（木曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（10名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	7番 三浦 恵美子	8番 箱崎 英輔
9番 内藤 圭子	10番 高山 正人	11番 梅森 敬仁
12番 多田 政拓		

4 欠席議員 5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎	教育委員会教育長 井内 聖
代表監査委員 小川 誠一	

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	総務課長 岡 康弘
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 奥田 浩司
税務住民課参事 佐々木 智紀	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 小板橋 憲仁
水道課長 佐々木 貴之	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 村上 純一	

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義	教育委員会参事 佐々木 英生
------------	----------------

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄	課長補佐 石塚 一哉
------------	------------

○ 議事日程（第2号）

日程番号	議案番号	付 議 案 件
日程第1		一般質問
日程第2	認定第1号	令和5年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第3	認定第2号	令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第4	認定第3号	令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第5	認定第4号	令和5年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第6	認定第5号	令和5年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第7	認定第6号	令和5年度安平町水道事業会計決算の認定について
追加日程第1		会期延長の件について
日程第8	議案第1号	安平町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	議案第2号	安平町公民館条例の一部を改正する一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第3号	安平町スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第4号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第12	議案第5号	安平町スポーツセンター温水プール天井耐震化改修工事請負契約の締結について
日程第13	議案第6号	財産の取得について（町民センター備品購入事業（施設備品））
日程第14	議案第7号	財産の取得について（町民センター備品購入事業（体育備品））
日程第15	議案第8号	町道路線の廃止について
日程第16	議案第9号	令和6年度安平町一般会計補正予算（第7号）について
日程第17	議案第10号	令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第18	議案第11号	令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第19	議案第12号	令和6年度安平町水道事業会計補正予算(第2号)について
日程第20	議案第13号	令和6年度安平町下水道事業会計補正予算(第3号)について
日程第21	意見案第1号	新型コロナウイルスに対する経済的な負担軽減を求める意見書(案)について
日程第22	意見案第2号	訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書(案)について
日程第23	意見案第3号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)について
日程第24		議会運営委員会委員の選任について
日程第25		議員派遣の件について
日程第26		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第27		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第28		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

- 本日の会議に付した事件  
日程第1 一般質問 ～ 日程第15 議案第8号

- 会議録署名議員  
議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

4番	鳥越真由美
9番	内藤圭子

## 会 議 の 顛 末

### ◎ 再開・開議宣告及び議事日程の報告

○議長（多田政拓君） おはようございます。

只今の出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

### ◎ 日程第1 一般質問

○議長（多田政拓君） 日程第1、一般質問を行います。9番内藤圭子議員の一般質問を許します。

#### 【通告No.5 9番 内藤 圭子】

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 9番内藤です、よろしく申し上げます。3月の定例会でも早来学園の不登校について質問をさせていただきましたが、今回半年が過ぎて追分地域を含む不登校の現状の対応についてと不登校の子どもたちの中学卒業後の対応について伺います。

不登校のお子さんにとって学校に行けない理由は様々だと3月議会の答弁で伺い、その一つ一つにしっかりと向き合って対応をしていることを伺いました。しかし、具体的な対応についての説明は少なく、今回は個々の具体的な対応について伺いたいと思います。不登校のお子さんについては学校に行けるようになることが全てではなく、その子その子にとっての裁量を親御さんと協力して考えているということが前回の説明でよくわかりました。今は学校に行かなくても学びたければ通信教育もありますし選択肢が増えていきます。そのお子さんに合った道を家庭と学校で考えられる時代になったのだなと思いました。家庭や学校のサポートで自らの道に進んでいけるお子さんについては本当素晴らしいと思うのですが、中には進めないお子さんもいらっしゃいます。そういった時に、中学を卒業するとそのお子さんたちの支援はどうなっていくのか疑問を持ちました。中学を卒業して教育委員会の支援がなくなった安平町の子どもたちはどんなふうに守られていくのか、疑問を持

ったので今回の一般質問に取り上げました。

まず1つ目の質問です。前回毎月不登校の子どもの報告があると伺いましたが、今現在不登校の子どもの数はどのようになっていますか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 前は早来学園のと質問されてお答えしましたが、学校別の人数は学校間の比較や個人の特定につながる懸念もあることから、安平町全体で報告させていただきます。ちょうど年度が変わりましたのでそういった数字自体の内容も変化していますことをご了承いただきます。

小学生の該当する児童に関しては8名、中学生の該当する生徒に関しても8名となっています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 不登校という括りは年30日休んだ子が不登校という括りになると思うのですが、不登校の傾向があるというお子さんはどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 時期的な部分も含めると20から30って当然年度12か月になっていきますので、前回ご説明したとおりに30日という累積の日数だけと、あとは病気とかきちんとした要因に対してのことを外せばそれも含めて20から30という大雑把な言い方になりますが、なかなか不登校、果たして気味という分類にできるかどうかは難しいところではありますが、そういった感じにはなります。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） その中に保健室登校のお子さんは含まれていますか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 早来学園ではいらっしゃいます。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 保健室登校の子ども不登校傾向の中に入っているのか、登校されている子どもに入っているのかを聞きたいと思います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今現時点でいきますと数字的に30日超えなければなりません、昨年のお話した時にはその子ども入ったの数字にカウントされたかと思っています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 不登校傾向のお子さんを含めると結構な数のお子さんが学校に行きづらい状況にあるのだなということがわかりました。

次の質問は要因なのですが、いじめとかわかりやすい要因はあると思うのですが、不登校になっているそれぞれの要因と、それぞれの要因に対する対応について伺いたいと思います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 多様な原因に対して学校現場で対応しているというのが現状です。これらの原因についてもケース別の対応を場で伝えることが個人の特定につながる可能性があるので詳細把握している対応についてお答えいたします。

原因については多様なケースがありということですが、それらについては担任1人が対応するのではなく学校として対応し、その状況は教育委員会には報告が上がっています。完全なる不登校の方は現在減少していて、3月に説明したような居場所的な対応からの対応に効果が出ている点が現在見受けられています。

〔内藤議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） 居場所的ということは、どこかに新しく居場所ができてそこに行くことで登校しているみたいに考えていいのでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 前回、早来学園の図書室、まなびおがその子供たちが自発的に通って来れるような変化が見られてきたことが現在つながってきまして、その子供たちはどちらかというところでは現在登校に変わってきています。ですから前回違う場所に、要するに学校の敷地まで来れないような方に対して他に居場所を設けたいという考え方も進めてきたのですが、年度が明けて比較的そちらの対応は現時点ではしなくても解決になってきているところに現在の状況となっています。完全に不登校になっているお子さんでもフリースクールのような場所に通い始めて、実質そちらは登校扱いになってきた形になってきていますので、継続して数人は以前同様に不登校になっていますが、そちらの対応についてはこの居場所だけの問題にはなかなか解決できないところも把握していますので、そういった現時点の対応方法となっています。

〔内藤議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） 今、フリースクールの話が出たので私もフリースクールのことをお聞きしようと思っていたのですが、数を把握しているかどうかということと、そこに行ったお子さんは今おっしゃったように登校扱いになるということでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） フリースクールと大きく言ってしまったのですが、通信制のという部分で、きちんと登校と扱われる学校に通っている方は前期課程、後期課程と1人ずつぐらいいらっしゃいます、という取り扱いになっています。

〔内藤議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） わかりました。数の中で確かに今お一人という数なので

少ないということはわかったのですが、これはお子さんが学校に行かないということは家族がその問題を抱えて悩んだりしていることで、親御さんとの連携はどのようになっているのでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 学校だけでの対応には限界がありますので、定期的にとという形で学校は保護者との対応をさせていただいて、以前も申し上げたかもしれないですが、学校に来させるだけの目的ではなくて引きこもりにならないような対応に結びつけるようにということで居場所の話もさせていただいたのですが、現在固定化している方というのは一時的に病氣的なお休みをかかったりとか、学校に行きにくくなったりというところのいろんな要件が重なっていますので、一概に学校に登校させてとか保護者との対応になっていないのですが、一応その健康状態も把握を含めて対応させていただいているというのが学校側の対応の中身となっています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） そういうところにカウンセラーとか専門家の登場があったらいいなと思うのですが、その辺りはどうなっていますか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） そちらについては以前から私たちの町にはカウンセラーの配置はされていませんが、道からの派遣を受けるタイミングなどもきちんと伝える形をとりながら進めてきてはいるのですが、必ずしもそこに毎回来ていただいているわけではないというか、長期化している方はそういうところへの参加も遠ざかっているというのが現実的なところかなと思っています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） やはり家庭の中ではどうやって突破口を見つけていいかとかいろいろ悩んでいると思うので、そういう対応が丁寧にしていればいいなと思いました。

学校に来られないけど学びたい子に対してはタブレットの対応が考えられるということをお前回おっしゃっていたのですが、そういうデジタルドリルというところではどうなっていますか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちらも今デジタルドリルの話からですと、こちらは必ずしも不登校の対策という形では考えてはいなくてタブレットの活用方法の1つとして現在整備を進めている状況です。

こういう不登校気味のお子さんに対して、例えば学習の様子だけでも伝えることがお子さんの希望としてなることに関しては一部そういう形で対応させていただいているケースもあるのですが、必ずしもそれ自体が授業の単位というかに結びつかないということがあって、なかなか要望も少ないということがありますので、そこら辺はこれもケースバイケースで対応させていただいていると。1つの提案としては、いろいろ学校は今の持っている手段を提案させていただいてご相談しているところです。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 確かお子さんたちが自分の家にタブレットを持ち帰ることができるようになって学びたい子は家でもそういうものを使って勉強ができるという説明だったと思うのですが、まだそれは実現していないということでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今11月1日、ちょっと納入が選定が遅れてしまったのですが11月1日に導入の予定となっています。あ、10月1日ですね。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 前の時に確か親御さんとのやり取りでメールのやり取りのことも話したと思うのですが、そこら辺の改善はどうなっているでしょうか。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 以前と同様若しくはシステム的には少し以前より取り扱いやすいようなシステムにはなっていますが、やはりこちらからと  
うか学校側からお子さんの様子どうですかとか、それを1つの通信手段としてやるだけでは当然中身の把握は難しいところがありますので、その辺は当然直接対面とメールの部分を使い分けながら実際の話なのかなと思っています。当然メールというよりは更に対面ではなくという場合には電話もありますから、そこら辺は必ずしもこれ1つの手段としてやっているという形ではなくて、学校側も一番対応という方法を選びながら使っている状況です。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 次の質問なのですが、スクールサポートスタッフが学校に配置されました。先生の働く環境が改善されているのか伺います。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） これは③の加配の関係ですか。ご質問では加配という質問でしたので、道からの教員等の加配では現在行われていなくて、定数内か欠員の生じている状態が現状となっています。

今お話のあったようなスクールサポートスタッフなのですが、これも実は安平町の学校規模ですと現在の制度としては打ち切りの中身になっていますが、一応震災の3町においては継続して配置をさせていただいています。ただ、その部分を日数とも減っていますので本年度から町費において教務員という形でスクールサポート若しくは更に先生方のサポートを行える体制を行っているということで、これは授業における補助、生活支援を先生の補助という形で継続して独自の補助員を全体的に配置してそれぞれの問題に対応しているのが町の状況です。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 今授業の補助などと言われたのですが、具体的にどうい  
うことをされているのかももう一度お願いします。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 先ほどの説明も不足していましたが、例えば教務員、スクールサポートスタッフが入ったことによって先生方の授業準備に対しての省力化というか改善は行われているところです。

町で補助している補助員については授業を教えるという立場にはなりません。お子さんたちの行動をある程度サポートしながら先生の授業を進めやすくするという部分で配置をしているところと、例えば特別な支援を必要とするようなクラスにはならないお子さんであっても多少のサポートをしなければならないような方が多いクラスにも補助員を配置してうまく授業を受けていただけるような環境を持っていると。どちらかという教員免許を持った方の採用も多いので、授業の補助では担任の先生に補助した形で進めることができるというのが現状となっています。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） そういう方が先生のサポートをすることで先生がより必要な仕事がやりやすくなればよいなと思いました。

次、中学校を卒業した子どもへの対応について伺います。中学を卒業した以降子どもへの寄り添いについてなのですが、安平町の場合はどうなっているのか伺います。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちら教育委員会では制度的には特にありません。

ただ、特定疾病を持った方やしょうがいのある方など保健分野の関わりがあるかと思しますのでその辺は町としては取り組んでいます。

[小板橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） まず基本的な考え方についてお話をしますと、在学中は学校、教育委員会が主となり対応するところとなりますが、そのケースによっては健康福祉課としても情報共有をいただきながらその方が必要とする支援について協議対応を行っている現状です。

ご質問の中学を卒業した以降子どもへの寄り添いについてということです

が、こちらも基本的な考え方をお話しますと、在学中からの継続した支援が必要なのか、保護者や本人が支援を求めているのかが重要なポイントになると考えています。支援が必要ということであれば継続した訪問活動や電話による聞き取り、状況によっては関係機関へつないでいくことも手法の1つとして想定されるものです。

健康福祉課としては年齢で区切るものではなく、支援を必要とする方が複数の選択肢の中からご判断をいただき最終的に自立できるように対応させていただいているところです。したがって卒業したから終わりということではなく、今後においても相談などを通して状況を把握しながらしっかりと寄り添ってまいりたいと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） まさにそのように子どもが守られていて安平町は素晴らしいなと思いました。ただ、今の話の中で自ら相談に行かないと行政につながらないかを確認したいと思います。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） その部分についてはプライバシーとか個人情報もありますので、仮に人から聞いた話でということでご家庭まで踏み込んでいくということは難しいかなと思いますが、基本的には相談窓口を広げながら誰でも相談できる窓口体制をとっているというところで、今後においても同様に基本はご本人又はご家族からの相談になりますが、そういった対応をしていきたいと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 今回このことを他の人どうなっているのかなと思って何人かに話を聞いたのですが、そういうの役場に相談できるのという人が何人かいて、役場が相談する先だという認識がない人が多かったです。中にはつながっていてとても感謝しているという話もあって心強くだらうなと思ったのですが、こうやって知らないという人が何人かいらっしやっただけで困った時はこうやって相談できるという周知が必要だと思うのですがいかがですか。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。
- 健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 今ご質問いただいている点については次の質問にもつながるかもしれないですが、新しい体制を作りながら周知も含めて幅広く相談いただけるように努めてまいりたいと考えています。

[内藤議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） よろしくお願ひします。次の安平町の子ども家庭センター設置について伺ひます。全国では子育て世代包括支援センターと子ども家庭支援拠点を含めて子ども家庭センターの設置が進んでいるようですが、安平町の対応を伺ひたいと思ひます。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。
- 健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 現在子ども家庭センターの設置については各市町村の努力義務になっていますが、安平町では令和7年4月1日の設置に向けて協議を進めているところです。

子ども家庭センターの内容ですが、健康福祉課内健康推進グループにあります子育て世代包括支援センターと福祉グループにあります子ども家庭総合支援拠点を統合し子ども家庭センターとするものです。子育て世代包括支援センターは妊産婦等が抱える妊娠、出産や子育てに関する悩み等について相談しやすい話し相手による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消することが役割です。乳幼児健診をはじめとする母子保健事業の実施も含め、配置している保健師、管理栄養士にて相談対応を行っています。

次に子ども家庭総合支援拠点についてですが、社会福祉士などの専門職による虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対する相談を受け、子育て世代包括支援センターや関係機関と連携し、必要な情報提供や支援につなげることで心身ともに健やかな子どもの成長をサポートすることが役割です。

子ども家庭センター設置後は個別のサポートプランの作成をし、サポート終了まで継続的な支援を行っていくものです。体制としては保育士、保健師、精神保健福祉士、子ども家庭ソーシャルワーカー、公認心理士、社会福祉士を配置する予定をしています。また、児童虐待の相談支援機関でもあり要保護児童対策地域協議会の事務局も兼ねています。現状でも相談窓口間で情報共有を行い個別のケース対応を行っています。相談窓口を一本化し、常に連携を図り生活課題解決のサポートにあたる体制を維持することが設置の目的

であることから多様化、複雑化している現状の課題解決に向けて取り組んでいくこととしています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 体制がしっかりすることで、より連携が強化になって子どもたちが守られていくのかなと思いました。

メンバーの方、どういうメンバーになるのか伺おうと思ったのですが今紹介いただいたので、それらの専門家の方たちは安平町独自で雇ってそのメンバーになるのでしょうか。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） まだ協議中ではありますが、現在いる職員が兼務発令をいただいて、こども家庭センターについてもそちらを担っていくということで準備を進めているところです。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） これは令和7年ということなので、しっかり見守っていききたいと思います。

最後の質問ですが、こども家庭センターと教育委員会の連携についてということで、不登校のお子さんは小学校中学校という早い段階でソーシャルワーカーなどと接点があって常に健康福祉課でそういう子どもさんを認識されていると思うのですが、そもそも安平町で生まれた子どもたちは赤ちゃん健診などでずっと見守られて育ってきたと思うのですよ。そういう意味ではずっと行政は子どもたちに寄り添って成長を見つめてきたと思うのですが、人口7300人ぐらいの小さな町なので皆さん職員の方たちが一人一人のお子さんに目が届いているのが、私が今までこの町で子育てしてきた実感として感じています。町のこの大切な子どもたちを見守っていくためにもこのこども家庭センターと教育委員会が連携して子どもを見守っていくことでよりその子どもに何か問題が起きた時に生育歴含めて把握がされていることでいろいろな視点で対応が可能だと思いますが、こども家庭センターと教育委員会の連携についてどのような考えがあるのかお聞かせください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 現在も組織の有無に関わらず個々の事案に適切な対応を行える連携はとっています。こども家庭センターの設置により、その連携が更に強化することが期待できます。それと今議員がおっしゃられたようにうちの町は産まれてからの体制が整っていますが、現在移住者も増えていまして、途中からの対応も含めるとこういった体制で更に連携を深めて対応ができるかと期待しているところです。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） これまで健康福祉課と教育委員会は情報共有を図り、個別ごとの小さな案件であれば健康福祉課、教育委員会、教員、担当地区民生委員の同席のもと個別ケース会議を開催し今後の対応策について協議を行っているところです。

また、生命に関わるような重大な案件と判断した場合は要保護児童対策地域協議会を開催し、健康福祉課、教育委員会、教員、担当地区民生委員、警察、医療機関、児童相談所が同席しながら協議を行う場を設けているところです。

以上のことから案件によっては医療機関、児童相談所につなげることも我々の役割として重要ではありますが、まずはそのご家庭状況の把握、因果関係などを追求しながらどう対応すべきか、どう解決に向けて導いていくのが役割であると考えています。

ご質問の件について、こども家庭センター設置となってもこれまでの対応とは変わらず、この体制を維持していきながらしっかりとした支援ができるよう努めてまいりたいと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 連携を今までもしているので、それを引き続き連携しながら子どもさんたちを見守っていくということで親にとっては心強いのですが、そこら辺具体的なところで、どのように連携を考えているのかをお聞きできればと思いました。あとは教育委員会と今言っているこども家庭センターで全く別な組織であって、それが連携していくといった場合になかなか交わりようがないというか、そういうところで具体的にやっていくという職員を交代するとか、何かソーシャルワーカーが教育委員会にいるとか、具体的にもし考えていることがあったら聞かせてください。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 先ほどちらっと移住者の対応の部分は一つの例としてお話をさせていただいたのですが、これまでも健康福祉課との関わりの中で、例えば支援の必要なお子さんたちへの対応を行う時の判定会議という部分では今時点でも健康福祉課の専門員を委員としてそういった方々への対応をしていたり、例えば転入者においては先に学校の方の生活から始まることも含めて何かしらの必要性がある場合に関しては、当然保護者の同意も含めて健康福祉課に相談をしていいかというのはこれまでも今行っている状況となっています。そういった実際の事務的などころはそういう考え方ではあるのですが、昨日の生涯学習計画の策定の中でも今回は乳幼児からご高齢の方までどう内容を把握して私たちの町の教育を含めて考えていきたいというところがありますので、そちらのプロジェクトチームにも今回健康福祉課の者を入れてきちんと話し合いもしながら今後こういう家庭センターみたいなどころも含めてどういった連携がうまくいくか。今までの課題点も含めてその辺のところを調整させていただければと思っています。ほんの一例ですがそういった形で進めています。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 子どもが育つってたくさんの助けが必要なんだっていうのを今実感したのですが、安平町の子どもたちが自立して育っていけるように皆で見守っていききたいなと改めて思いました。いろんなお母さんの声を聞いた中で、知識がすごく違いがあることがわかったのです。たくさん勉強していろんな知識がある人と、うちの子は行けなくてという本当にどうしていいかみたいな、そういった知識の差があるところでは私はお母さんたち同士の交流の場があると同じ悩みを抱えた人同士の良い場所になるのではないかなと思ったのですよね。それでそういう場所をぜひ作って欲しいということと、相談できるということを知らせるというか知らせ方、わからない人たちが多いいんだなということが今回のことでわかったので、そういうふうなことをぜひお願いしたいのですがいかがでしょうか。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今回の話の中で、なかなか町の体制がわかりにくい

というところを含めてお話をいただいたところをすごく感じるところです。うちの町は以前からいろいろな体制を整備していながらもそのアピール、PRがきちんとされていないというご意見もいただきながら進めていて、子ども子育てガイドブックみたいなものも作ってそれぞれのどういう方の支援が必要かという案内をしている感じだったのですが、なかなかそういうものも読み取れていないということも今感じるところです。ですからそういった場所も改めてきちんと当然今度子ども支援センターもできればその辺の役割もきちんと町民へ案内をできるように、私たち学校の現場では、その事例が起こった時に対象となる保護者にはきちんと説明できるような体制にはなっているのですが、今内藤議員がおっしゃったようにそれ以外の方、なかなか相談口がわからない方に対しては町のPRのやり方だとか工夫をしながら何かしらの機会に触れられるように。早来地区も追分地区もこども園の方に支援センターだとか今現在もあるわけですから、そういった交流の場所も既存のものを含めてこれからいろいろな学校での活動の中でも保護者の交流ができるような活動も改めて活発にしていかなければならないのかなというのがお話としていただきましたので、その辺に努めてまいりたいと思っています。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 相談のできることのお知らせの仕方ということでご質問いただきましたので私からお答えさせていただきますが、先ほども少しお答えさせていただきましたが、こども家庭センターができる来年の4月1日に向けて今準備進めています、こども家庭センターができるそのタイミングに合わせて、例えばまだこれも決定ではないですが、広報でお知らせするのは当然ですが、親御さん方に直接お手紙を出したり、こども園に掲示物を貼っていただいたりとか、そういったことも幅広く考えていきながら多くの方々に周知ができるようなことを考えていきながらやっていきたいと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ぜひよろしくお願ひします。親の会みたいなのは学校に子どもが行っていないということでお母さんも行く機会がなかなかなかったりして知り合うきっかけにもならないし、それを家族の問題として抱えて悩んでいるという人たちが少しでも同じ問題を抱えている人とつながることで気持ちを話すことができたり楽になる場があるといいなというのを思ったので、ぜひ考えていただけたらと思ひました。

それで次のもう1つの質問の方にいきたいと思います。安平川や町内水源のPFAS問題について。安平川でPFASが検出され町民は健康被害や風評被害に対して大いに不安を感じています。町は北海道とともに川や浄水場の検査を行ってきましたが、その後の対応について伺いたいと思います。

まず1つ目、町が自主的に行った検査はどのような結果でしたか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 安平町が独自で実施しました水質検査の結果について答弁します。採水については2回実施しており、1回目の7月16日に採水しました北進浄水場、追分本町浄水場、旭浄水場の浄水3か所の水質検査についてはPFAS未検出の結果となっています。なお、採水箇所を選定については、今回PFASが検出されました苫小牧市の安平川、その上流及び支流に安平町の浄水場取水施設があることから、町民の安全安心を確保するために検査を実施したものです。

また、2回目の7月22日には、より町民の安全安心を確保する観点から地下水を水源とする富岡浄水場、臨空浄水場の浄水2か所。農作物への風評被害対策として追分地区、早来地区の畑地かんがい用水2か所、計4か所についても水質検査を実施し浄水場2か所でPFAS未検出、かんがい用水施設2か所で飲用水の水質基準暫定目標値以下の検出結果となっています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 畑地かんがい用水ということで追分地区と早来地区を調査しているのですが、これの位置はどのような位置になっているのでしょうか。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 畑地かんがい用水は国営の安平川地区と国営の早来地区で造成したのですが、安平川地区についてはこれ追分地区になりますが、揚水機場というのが安平川の近接してあるのですが、そこに入ってくる水は川端ダムを水源としています。その水をその揚水場に入る手前のバッファープONDがあるのですが、その水を採水して実施したものです。

次に瑞穂ダムについては、瑞穂ダムの揚水機場の水を採水して検査したものです。

[内藤議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） その2か所だということがわかりました。  
2番目の質問なのですが、北海道が2回目に調査した地点では事業所は何件ありますか。また、それらの事業所と公害防止協定を結んでいますか。

[佐々木税務住民課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 税務住民課参事。
- 税務住民課参事（佐々木智紀君） 北海道が2回目に調査を実施しました鈴蘭橋から源武橋までの区間内に立地する事業所は17事業所と北海道から報告を受けています。  
また、その17の事業所名については北海道は公表しておりませんし、まだ特定されていない中で公表しますと事業所に対する風評被害も懸念され慎重に取り扱う必要がありますので、北海道が公表しない事項については町としても公表しない考えです。

[内藤議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） わかりました。北海道は17事業所と言っていたのですが、それは確か1回目の時が17事業所だったと思うのですが、公表されていないので、特定することができないので別な観点で質問したいと思います。  
安平町はその町内の事業所と公害防止協定、全ての事業所と結んでいるのか教えてください。

[佐々木税務住民課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 税務住民課参事。
- 税務住民課参事（佐々木智紀君） 只今のご質問についても、先ほどご答弁したとおり特定される可能性がありますので回答については差し控えさせていただきます。

[内藤議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） 町内の事業所なので、それでどこがっていうふうになることはないと思うのですが、資料として2回目に北海道が調査した地域とい

うのがわかりにくくて、どこからどこの範囲を北海道が水質検査をしたか、もう一度お示してください。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほど答弁した鈴蘭橋から源武橋までの区間内にある事業所ということですので、主に早来地区の地域的なことで図面が無いとなかなか遠浅地区の方とか追分地区の方は橋の名前を言ってもわかりづらいと思いますが、全員協議会の中でも図面等で説明させていただいていたと思いますので、そういったある程度その橋から橋の間の事業所について北海道は調査した17事業所について調査をしたということです。

後段質問あったのが次の3番目の質問と多分思っ佐々木参事が答弁している部分がありますが、その特定した17事業所に対しての公害防止協定を結んでいるかという質問で受けとめています、そうではなくて一般的に安平町全体ということであれば全事業所ではありませんが、ある種公害防止協定を締結しなければならないような業種はやはりありますので、そういったところとは複数結ばせていただいていますし、その自分はちょっとそれぞれ見たわけではありませんが、その様式に応じて必要な項目だったり協定の内容がありますので、それぞれの業種に合わせた形での防止協定を結んでいます。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 2回目に北海道が調査した時は鈴蘭橋ではなくてもっと下流なのですよ。位置が特定されにくいポイントで示されていたものだから。鈴蘭橋から源武橋ではなくてもっと内側を調査しているので、もしわかればと思ったのですが。橋のもっとずっと内側の範囲を調べているということで私はわからなかったの何ったのですが、次の公害防止協定ということで今事業所を特定できないということで3番と4番に関して。あ、はい。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほどの質問が事業所に対するという前段の質問と、北海道が2回目に調査したと内藤議員がおっしゃったのは北海道は2回目は水質調査をさらに絞り込んで4か所の調査をしているということで、そこは北海道でも既に公表されていますので。当初私が質問いただいたのは17事業所を対象とするエリアだったので鈴蘭橋から源武橋と説明したということで

して、その後、第2回目の北海道が調査した4か所についてはJR早来駅裏の人道橋の辺り、あとは早来浄化C上流部、鶴の湯温泉の普通河川の合流、25頭首工上流の地点。こういった4地点で水質調査を行っているとは承知しています。あ、すみません。ちょっと図面上にローマ字が入っていて、浄化センターということ、早来浄化センターの上流部ということで先ほど浄化Cと言いましたがセンターの略でした。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 位置がわかってよかったです。

では3番の質問なのですが、公害防止協定の問題があった時、町が調べることができるか書いていますかという質問をお願いします。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） （3）のご質問についてですが、先ほどご答弁しましたとおり事業所名は公表しておりませんので事業所に対する風評被害も懸念され、慎重に取り扱う必要がありますので回答は差し控えさせていただきます。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 17事業所を特定されるような答弁というのはなかなかできないと前段申し上げたとおりで今の答弁になるのですが、今内藤議員が質問した趣旨からいくと、そういったことではなく様々な協定があってそれぞれ様々ありますので、その協定の各項目においてそういった謳い方をしている場合については当然事業所に対してもそういったお願いをすることができると思っています。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足します。先ほど町長の答弁の部分ですが、公害防止協定等の部分、標準的には水濁法並びに廃棄物処理法、これらの部分でその事業所があれば一般的に公害防止協定を締結していく形になります。ただ、公表については町長がおっしゃったとおり事業所の特定ができることにつな



[佐々木税務住民課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 水道施設では7月16日に採水しました北進浄水場、追分本町浄水場、旭浄水場。4月22日に採水しました地下水を水源とする富岡浄水場、臨空浄水場全てにおいてP F A S未検出の結果となっています。

農業施設については7月22日に採水しました追分地区畑地かんがい用水で0.4ng、早来地区畑地かんがい用水で1.1ngの検出結果となっています。農業施設のP F A Sの基準がないことが鑑みてもP F A Sに関する調査については北海道が主体となって実施していますので、当町としては北海道と連携して協力していく方針ですので、現時点においては調査を実施する考えはありません。

[及川町長挙手]

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今内藤議員が質問された飲用水として心配されているということで、これは町も同じでしたので、そこで7月16日に3か所調査をしてそこは未検出だったと。北海道との当初の協議の中では安平川水系の飲用水に関係するところの調査ということで安平町は行ったのですが、その後独自に、7月22日ですね、これは北海道から求められていなかったのですが、先ほど申し上げた富岡地区の浄水場だったり臨空浄水場、そこは一部地下水を飲水に使っていることもあるので、これは念のために安平町として独自に調査をし、そこで未検出という結果が出ましたので安平町内の飲料水については全てまず未検出ということが明らかになったということで。ただし、それ以外のことも含めて先ほど産業振興課長が答弁したとおり畑地かんがいの農業系の用水についても調査をし、そして低い数値が飲用においても問題がない数値だったというところで既に公表させていただいているということでありますので、今後は飲用水の問題だったり農業の問題ということではなく、一般論としてこれは安平だけではなく全道全国で様々なエリアでもこういった問題があるというのは承知していますので、北海道だったり国と連携を取りながら引き続きの対応をしていきたいと考えています。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 最後の質問です。これから長くP F A Sをモニタリング

や対応していく上で専門部署を置く必要はありませんか。また、町民にどのように伝えていくのかお知らせください。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 専門部署に関しては8月26日の全員協議会でご説明したとおり町長、副町長、総務課、政策推進課、水道課、税務住民課、産業振興課、建設課、教育委員会の関係職員により対策チームと名称を統一して設置しております。ご質問にありますモニタリングは北海道が主体となって実施する調査であり町が連携を取りながら協力する考えですので、現時点においては町独自でのモニタリングの実施は考えていません。また、周知についても北海道からの報告があり次第、今まで同様議会へ結果報告後、町ホームページ、あびらチャンネルデータ放送にて町民へ周知を考えています。

○議長（多田政拓君） 内藤議員よろしいですか。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。

○議長（多田政拓君） 以上で9番内藤圭子議員の一般質問を終わります。次に1番工藤秀一議員の一般質問を許します。

【通告No.6 1番 工藤 秀一】

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 1番工藤秀一です。4件について質問させていただきます。はじめに多文化共生社会について伺います。日本人と外国人が互いに尊重する共生社会への一歩として外国人が安心して暮らせる環境を構築する必要がありますが、法務省は日本に住む外国人が抱える生活上の困り事といった相談に応じ、適切な支援へとつなぐ専門家の養成研修を開始しています。しかし、多くの外国人は現状自治体などには相談していない現状があり、それは安平町内においても同じ状況かと思われま。

1つ目の質問ですが、現在は外国人住民が25か国から200人を超え加速度的に増加していると感じます。人口比では2.8%を超えていますが、今後の推移について予測としてどのようにお考えか伺います。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 外国人の推移については近年夏場の季節労働者の転入により大幅に増となっていますので、3月末現在の人口で比較しますと合併時である平成31年3月末現在の外国人の人口は男13人、女7人、合計20人で令和6年3月末は男80人、女43人、合計123人。比較しますと103人の増加となっています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 私この案件、過去2回ほど質問させていただいて、一昨年6月の時には外国人住民が14か国88名の答弁をいただきました。今回配布された事務報告には先月8月末現在で外国人住民は208名になっていました。日本は深刻な労働力不足が懸念されるなか外国人人材に更に光が当たることは確かだと思いますが、これに付随して外国人との共生を地域の重要課題と思いますが考えを伺いたいと思います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 総合的なご質問になろうかと思いますが私の方からご答弁させていただこうと思いますが、令和4年6月工藤議員からご質問いただいたとおり、こういった問題に対する共通認識というのはその段階で取らせていただいたものと思っています。今ご質問をいただいたとおり当時令和4年の時に88人、今回の事務報告の中では200人を超えている。先ほど税務住民課参事からも説明したとおり夏場の労働者が増えているということも安平町の今の特徴なのかなと思っています。ただ、こうした動きは更に加速度的に上がってくるのではないかと、今の段階ではそういった見立て、この背景にはやはり労働力不足。これから台頭してくるであろうラピダスも今後の課題を膨らませてくる材料になってこようかなと思っていますので、そういった認識のもとで今後どう安平町として施策を打っていくかは今後考えていきたいと思っています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） そのとおりだと思います。少子高齢化は日本だけでなく中国とか韓国も人口が減少していて労働力不足のようです。昔と違って外

国人にとって日本の賃金は決して好待遇ではないようです。高齢化になって働き手が不足するなか介護職など今後は外国人に頼らなければ成り立たなくなっているのが現状で、今後は外国人に選ばれる国であり続けられるのか、日本の中で安平町は選び続けられるのかと不安に思うところもあります。外国人は自然と増えるわけではなくて、外国人に選ばれるためにもこれからは雇用する企業だけでなく行政の対応が大きな意味を持つと思っていますが考えを伺いたいと思います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 今議員がおっしゃられたとおり、同じ認識です。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 今言ったように外国人が来るから対応ではなくて、外国人が来てくれるように対応が必要な時を迎えているのかなと思います。隣町の苫小牧市では外国人介護人材生活支援事業をスタートしてしまして、雇用した事業者に1人15万円助成して日用品とか家具とか家電、パソコンなどに使えるようにしているようです。様々な寄り添い方はあるかと思いますが、群馬県の大泉町の事例ですが、ここは人口約4万人の大きな町ですが各種の自治体に先駆けて外国人移住者と30年前から向き合ってきて現在外国人が約8500人となって人口の約2割を占めているそうです。生活ルールでは町職員がごみの分別方法を丁寧に説明、また防災マップとか日本語教室の日時や場所を紹介したり、はじめは公民館などで懇談会を開催したけれども現在は出張型に変えて場所を指定するのはなくて外国人が集まる場所へ行くようにしたと。出向くことで多くの外国人にアプローチできたそうです。現在も町は外国人が増え続けていて、担当課の課長さんは顔を合わせる機会を増やして粘り強く伝えていくことが重要であるとのこと。来日する外国人は、はじめは出稼ぎとして来日、いつかは帰国するつもりだった外国人も結婚して子どもを持つことで定住するようになり日本語を覚え、自然と日本に馴染めるようになった人たちが増え、支援される立場に留まらないで積極的に地域社会に協力するようになったようです。顔を見てコミュニケーションをとる、寄り添うことが大事であると私は感じました。企業と自治体の協力があってこそ外国人に選ばれる町になっているように、この記事を読んで感じていました。

3つ目の質問ですが、全国的には多文化共生懇談会を開催したり多文化共生のコミュニティセンターを設置するなどして行政が様々な対応をされてい

ます。一層の受け入れを進めるには、外国人の目線に立って寄り添って外国人から選ばれる町として対応する必要があると思います。現状、安平町では直接この外国人から相談を受けることとか懇談することはありますか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 3つ目の質問になりますが、こちらは町内全体的に関わる場所でのご答弁になりますが、ご質問のとおり本件に関しても役場内でも複数の課にまたがる質問ということです。私どもの企業誘致担当が一番の場所になっているのですが、今段階ではこういった相談だったり懇談といった部分、コミュニティが中心になる部分としての対応というところはございませんが、他課の所管するところで外国人施策とか何かそうした案件のご相談があれば後ほど私の答弁の後に補足いただければと考えています。多文化共生コミュニティセンターの設置についても、先進的自治体では増加する外国人住民を支援する相談体制として安平町としても今後検討は必要という認識はあります。日本人も外国人住民も、ともに安心して暮らせる多文化共生社会に向けた議論を加速化させていきたい。そういった策定作業も含めまして第3次安平町総合計画の中で臨んでいきたいと考えているところです。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 外国人の割合ですね。それが現在2.8%ということです。人数的には208でしたが。ここ数年で外国人労働者の様々な制度も国を含めて充実してきたということもあったり、また日本の労働者が不足していることがマッチしている背景は前段で申し上げたとおりです。しかしながら、まだ全人口の約3%に満たないということです。その多文化共生に特化したコミュニティセンターの設置ですとかいったところまでは現時点では考えていません。当然今後については先ほど答弁した安平町の第3次の総合計画の中でも課題も整理していきながら方向性についても議論していかなければならないと思っておりますが、現時点では各地区に整備してきました地区の公民館がありますので、これまでも多文化共生の交流事業とか様々なことはその公民館を活用しながら行ってきていますので、当面こういった規模でいけば公民館を有効活用しながら対応していければいいなと考えています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） この多文化共生社会に向けて先ほども紹介しましたが、苫小牧でも既に補助金等の対応もして、早急なる対応をしてくれているところですが。私以前勤めていた会社ですが海外拠点の立ち上げで私も延べ日数で1年半ぐらいアメリカとかメキシコなどでアパートに住んで外国人として生活したことがあります。いろいろな面でストレスを感じることもありましたが、職場では言葉の壁もありますし、大事な時は通訳を介しても四六時中とはいかないので言葉の壁も大きかったし、生活していると食事とか言葉の不便さ、時には人種的な差別を感じることもありましたが。そんな経験からも安平町で暮らす外国人って大変だなと思ひまして、都市部と違って買い物とか娯楽的なものにも不便さを感じていると思ひますし、車社会の北海道の中で車を持たないで公共交通だけではなおさらだと思ひます。先日、町内の介護施設に働く外国人4名と懇談したことがありましたが、長く働きたい方とか早く帰りたいようにしている方もありまして、そんな中で町内に自国の食材が売っていないのが凄く不便だという話をされておりました。そういった様々な不便さとかあると思ひますので、今後外国人に安平町は働きやすいとか住みやすいと言われる、選ばれる町になっていくためにも声をいろいろ寄り添いながら聞いていただければなと思ひますので、先ほども答弁いただきましたので今後の取り組みに期待していきたくと思ひます。

次の質問に移ります。2つ目に公営住宅の空室利用について伺います。京都市では若者や子育て世代の定住に特化した市営住宅の賃貸事業をこの夏から始めたようです。市営住宅を不動産会社などの民間事業者に一旦貸し出して改装してもらって賃貸に出す。京都市によると全国的にも例のない取り組みということで、公募で選ばれた事業者は若者や子育て世帯が住みやすいように室内を改装し近隣の物件よりも安価で賃貸する仕組みだそうです。市営住宅はもともと低所得者への住宅供給が目的ですが、市は目的外で活用するため国の承認を受ける手続きをして進めたようです。

1つ目の質問ですが、安平町内に新築住宅やアパート建設が増えていると感じていますが、今後も更なる建設予定等決まっている戸数とか今後の見込みなど把握されている数がわかれば伺いたくと思ひます。また、さつき団地に作った特公賃の住宅の公募状況についても伺いたくと思ひます。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 政策推進課の方からは、ご質問にありました町内の新築住宅及びアパートの建設の状況を先にお答えさせていただきます。後段のさつき団地の特公賃住宅の公募状況については建設課参事よりお答えさせていただきます。

まず、令和6年度中における町内の新築住宅の建設状況については、建築確認申請の完了検査が終了した住宅7戸、建築申請確認を受付し今後建築予定の住宅8戸、合計で15戸の建設が見込まれている状況です。

次にアパートの建設については、近年は安平町の助成事業である民間賃貸アパート建設助成金を活用する形で進められているなか令和6年度中における建設状況の内訳を説明しますと、既に建設が完了し入居募集に至ったアパート1棟8戸、現在着工中のものを含め今後建設予定のアパート4棟18戸、合計で5棟26戸の建設が見込まれている状況です。また、この建設助成事業以外の動きとしては本年3月に町有地の売却募集を開始したさつき団地に隣接する早来栄町の民間アパート建設用地1区画の土地売買契約が9月20日ごろに締結する予定になっていまして、令和7年度中には2棟16戸のアパートを建設したいといった相談を受けている状況となっています。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 私の方からは、さつき団地のみなし特公賃住宅の現在の状況について答弁させていただきます。さつき団地のみなし特公賃住宅については令和5年度にA棟のうち3LDKと2LDKをそれぞれ1棟改修させていただき、本年5月より募集を行い現在に至っています。

応募状況ですが、今月の募集により1件の応募が来ている状況です。審査等問題なく進みましたら10月1日より入居可能となるところです。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 住宅需要、相当多いのかなと感じます。また、今後も増えるのかなと思いますが、今回のその内容はこども園とか早来学園目的の移住者を見込んでのことなのか、またラピダス及びその関連会社の移住者を見込んでの建設なのか、わかれば教えていただきたいと思います。

また、さつき団地に作った特公賃の部屋は結露対策等は十分できたのか伺いたいと思います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 現在建設が進められているその背景の部分ですが、こちら業者から聞き取っている範囲の限られた情報になりますが、現在安平町では子育て教育を柱とした移住政策を打っていまして、それが着実に

効果を表して移住者が増えていると、まずそういう状況をしっかり分析していただいた上で建築予定に至っているということも伺っています。更に現状としてはそこにラピダスの動きが相まってきていますので、そうしたところも将来の見通しと言いますか期待を込めての状況とはなっている背景なのですが、ラピダスについてはなかなか計算が成り立たないところも建設業者の方は肌感覚でおっしゃっているところです。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 結露対策の方ですが、今回のみなし特公賃住宅はA棟でして、A棟はまだ団地内の中では結露の方はわりと良い方ではありますが、そうは言ってもやはり結露の多い団地です。対策としては各部屋に換気を十分できるような装置を設置し、今後の状況を見ていきたいと考えています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 新築住宅とかアパート建設は、今後も希望も含めて需要はまだまだあるのかなと思います。

次の質問に移りますが、市営住宅の空き部屋を活用した京都市では公募によって民間事業者へ部屋を貸し出してリノベーションしてもらって割安な賃貸住宅として貸し出す仕組みをとっているということで、原状復帰というか、原状復帰のリフォームとはまた違って大きく変えるといったリノベーションをしていると。若者とか子育て応援住宅として利用するために行ったそうですが、これは目的外使用のため国土交通省と協議を重ねて承認を得たそうです。安平町も公営住宅に空室が多くあると思いますので、この取り組みについて考えを伺いたいと思います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） この質問について、今回の議員からの質問により私もわかったところです。質問を受け調べさせていただいたところ、京都市において実施している空き部屋を利用した事業は個別に民間事業者へ公募を行い、その空き室を民間事業者へ貸し出し、民間事業者の費用により若者や子育て世代向けにリフォームを行い、周辺家賃相場から2から3割程度安くし、民間事業者により趣向を凝らしたプランを用意し、所得制限を設けず、

民間事業者と入居者により賃貸する仕組みと確認させていただきました。町としては、今後の公営住宅の空き部屋対策や移住定住の促進につながる施策となるなども含め、今後調査研究を行ってまいりたいと考えます。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 今お話がありましたように公営住宅は所得制限があって今回特公賃の住宅も作ってその所得制限の幅を広げているようなことにもなっているかと思いますが、今回特公賃の入居者要件とか計算してみた時に、計算式が載っていましたのでその計算式を使ってみたら共働きの夫婦が2人合わせて所得約680万円位あると制限がかかって入居できないですね。当然公営住宅にも入れないと。350万ぐらいずつの所得の人が結婚して700万前後の金額だと入れないようです。同じ所得でも、その状態で子どもができたり扶養家族がいると要件に当てはまって入居ができるというケースなのですが、結婚当初は入居できないですね。そうすると結局結婚する時に入れないと他に住居を求めて他を選択するということになって、それが町外に選択肢を求めることもあるかもしれないということになるのかなと思うのですね。でも、この京都の取り組みは若い人が出ていくのを見るに見兼ねてこういう取り組みを実施しているのかなと思って、今回この京都の取り組みは単身の若者も入居可能でリフォームだけでなく床に防音措置をしたり今風のおしゃれな子育てしやすい住宅にしているそうです。そのウッドショックなどで資材高騰したり資材不足だったりする中で現在新築とか非常に厳しい状況にあるかと思えますし、子育て応援としては非常にいいのではないかなと思っての今回提案している状況ですが、制度的に実現可能とした場合に他に何か問題点があれば伺いたいのですが。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） まずは私も今回、先ほど答弁させていただいたとおり初めて知ったものですのでこれから調査していかなければ、どういう部分が問題なのかということも出てこないかなと。ただ、この目的外使用にはいろんなことをやっている事例はちょっと調べた中で出てきました。その時には条件というか、その辺ははっきりしたことはあれなのですが、まず1年間というのがよく書かれているところは見ました。ただ、京都市でやっているのは1年間給付とはならないのかなとは思っていますので、その辺もどのような形で京都市さんの方でやっているのか今後調査していきたいと考えています。

それと、あくまでもこれは公営住宅ですので公営住宅に入りたいという人がそういうことをしたことによって入れないとはならないようにということでは、通知と言いますか資料の中に書かれていました。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 新しい仕組みということのご提言だったと認識していますが、安平町も以前小笠原議員の方からご提案いただいて、さつき団地の2部屋を改造し今1件入居につながっていると先ほど申し上げたとおりですが、ここも非常に経費を相当かけて所得制限の問題をクリアするという目的でやったところがありましたので、それでも相当な金額が要したところも課題としてはあるかなと思っていますので、今回のこの民間の活力を使うにしてもどの程度のリフォームで済むのかどうかも課題としてあろうかなと思いますし、そこが逆に入居につながらない場合も当然出てくるでしょうし、所得制限の先ほどの2人の独身の場合、子どもができればという詳しい説明も逆にしていただきましたが、民間アパートでいけば制限がないので先ほど申し上げたとおり子育て世代に選ばれるということで単身者住宅も必要なのですが、2LDK、3LDKというところも設備しながらメゾネットタイプで1階、2階と使い勝手がいいようなアパートも建てていただいているようですので、そういったところを総合的に判断しながらこういった新しい取り組みについても、やらないということではなく調査していかなければならないかなと考えています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） この取り組みは、さつき団地で言うと何戸かあって空室が目立ってきていると。そういった時に、空いているところに若い世代が固まるというか入ることによって、その若い人たち同士のつながりもできたりして、その使い方について所得制限を設けなくて、対象も京都では一定年齢以下として子育て家庭については結婚を要件にしないとか幅広く考えながら若い世代が流出しないというか若い世代が住宅を利用しながら周りにも同じような世代がいるということについて非常に移住定住についても効果があるのかなというところがありますので。今回初めての提案ということで、今後検討していただければいいなと思いますのでよろしくお願いします。

それで次の質問に移りたいと思います。3つ目はオーバーツーリズムということで観光公害についてです。コロナ禍で減少していたインバウンドが昨年から急激に増えていて、今年上半期は人数、消費額ともに過去最高になっ

ているようです。訪日客の急増で各地で交通混雑とか観光客のマナー違反などのオーバーツーリズムが社会的な課題になってきているところです。全体で見ると大都市がほとんど多いところではあるのですが、北海道もそれに準じたところで多くなっているのかなと感じています。

1つ目の質問ですが、政府は7月19日にオーバーツーリズムを防止抑制する対策を発表していきまして安平町も現状として該当することがあるのか伺います。また、今後について対策とか取り組みが必要ではないかと思うようなこともあります。考えを伺いたいと思います。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 官公庁の事業でオーバーツーリズムの未然防止抑制による持続可能な観光推進事業がありまして、7月19日に3次公募が開始されましたが、当該事業については過度の混雑やマナー違反といった課題が発生している地域において観光客の分散や平準化に向けた周遊バスの実証運行、サイネージ設置によるマナー啓発、AIカメラによる人流把握などのオーバーツーリズムの未然防止や抑制の効果が期待される事業が対象で、補助率2分の1、補助上限が5000万円の規模に対する事業として、当町では現段階で合致する内容及び規模の事業は計画しておりません。

今後の対策や取り組みが必要ではというご質問について、主に菜の花時期の対応に関する内容をご説明したいと思います。菜の花については町の大きな観光資源の一つとして認知され、5月中旬から6月上旬の土日を中心に多くの観光客が菜の花を鑑賞しに来町しています。しかしながら、菜の花の圃場は観光農園ではなく作付け場所も毎年変わるため圃場付近に十分な駐車場所を確保することが難しく、付近への路上駐車が懸念されることから道の駅を出発して主な圃場を巡回するバスを運行し、圃場付近における路上駐車対策を講じてきています。また、菜の花散歩のイベントを開花のピーク時に実施しイベント実施日に観光客が集中していた実態があったため、今年度は菜の花散歩の日程を4週間のロングランに変更し来場者の分散化を図る対策も講じました。これらの対策は多くの観光客が訪れる菜の花圃場付近の人や車輛の混雑緩和策として実施してきていますが、今後についても年によって作付け場所が変わる圃場や観光客の状況などを勘案しながら、地域住民の生活環境の維持と観光客の観光体系に悪影響を与えないように柔軟かつ臨機応変に対応していきたいと考えています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

- 1番（工藤秀一君） 今、主に菜の花の圃場のイベントの時にいろいろ対策をされているのかなと思います。私も菜の花の圃場に行った時に畑の中に入って行って写真を撮り合っている光景を見ることがあって、それを注意する人もいたりして、そういったことも中にはよくあるのかなと感じました。先ほど観光農園ではないということで、その農家の方に被害が無いのかなと感じたりもしますが、今年は菜の花畑の中に通路を大きくとって作っている農家の方もおりまして、そういう防止策なのか観光客にサービスしているのかどちらかわかりませんがそういったことも見られて、対策って必要なのかなと感じたところもあります。その辺いかがでしょうか。

〔村上総合支所長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総合支所長。

- 総合支所長（村上純一君） 圃場の中に遊歩道とか撮影ポイントを設けたり、各事業者さんが工夫を凝らして幌馬車を走らせたりという取り組みをされております。それは工藤議員がおっしゃるように撮影するのだったらここですよとか、中に入るのでしたらここですよというのをあらかじめ設定することによって作物として育てている圃場には入らないようにということで実施されているものと思っています。町としては周辺の路上駐車対策とか他の畑に入らないようにとか啓発を中心に行っておりまして、そこら辺は各事業者さんともシーズン始まる前に打ち合わせを行ったり、シーズンが終わってから反省会を開いたりして次につなげるように取り組みを実施しているところで

〔工藤議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 工藤議員。

- 1番（工藤秀一君） 今のところその農家の方に被害は無く、苦情も無いということでもいいのかと思いますので次の質問に移りたいと思いますが、行楽シーズン、菜の花シーズンは特にそうですが道の駅の駐車場が満車で国道に車の行列ができることがあります。そういった状況は年間何日ぐらいあるのか伺います。

〔村上総合支所長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総合支所長。

- 総合支所長（村上純一君） 道の駅の繁忙期はゴールデンウィークと菜の花時期、お盆の時期、秋の収穫祭時期などが来場者も多く駐車場が満車になり国道にも一時的に行列ができる場合がありますが、菜の花時期以外は滞在時間

もそれほど長くなく、駐車場の入れ替わりも比較的早いように見受けられます。

菜の花時期に関しては、菜の花圃場の場所にもよりますが滞在時間も通常より長くなる傾向があり、土日には天候や時間帯によって国道に行列ができることもあります。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 私も行列に並んだことがあります。ちょっと危険を感じることもあるなと思っています。交通安全上は行列を作ってはいけないのではないかなと思っています。

3つ目の質問になりますが、道の駅に隣接のワイナリーが来年オープンして更に入館が増えるかもしれないし、道の駅駐車場に停めたまま道の駅とワイナリーを行き来する人もいるかと思えます。そうすると駐車場の回転率というか滞在時間が長くなったりするので回転率が悪くなったりするのかなと考えると、マスコミの情報などでも来年もまたインバウンドが増加傾向と伺っていますし、入館者数をどのように見込んでいるか。

現状以上に駐車スペースが必要になると思いますが、その国道に行列を作るのはどうかと思えますし、来客者を逃している可能性もあると思えますので駐車場の拡張等改善策についても、あれば伺いたいと思います。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） まず道の駅の入館者数についてはコロナ明けの通常ベースでおよそ64万人を見込んでおり、今後もインバウンドを含めて64万人が現実的な目標値になるものと考えていますが、ワイナリーのプラス要素は見込んでいないのでワイナリーが完成した後の来場者の推移を見ていきたいと考えています。

駐車場についてはゴールデンウィークや菜の花時期、お盆や秋の収穫祭時期には野球場側の駐車場を臨時駐車場として使用するほか神社の敷地を従業員用駐車場として借用するなど付近の空きスペースなども活用し、できるだけ多くのお客様の車輛が駐車場に駐車できるよう工夫しながら運用しています。また、菜の花時期には圃場周辺の駐車台数が限られるため土日の路上駐車対策として道の駅から各圃場を回る巡回バスを運行している関係もあり道の駅の滞在時間が通常よりも長くなる傾向があることから、今後の対応として菜の花圃場に設置される駐車場への対応などを現在検討しているところで、来場されるお客様の満足度をキープしつつ現状の施設の中で様々な対策

を考えながら運用しており、現在の状況では多額の経費をかけて道の駅の駐車場を拡張する方向へシフトする予定はありませんが、今後の来場者や車輛の推移は注意深く見ていきたいと考えています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） いろいろ対策されている中と思いますが、対策しながらでも行列が国道にあるという状況になっていると思いますので。地図上で見ましたが周り空き地が無いですね。強いて言えば小学校のグラウンドがあって、今回うまかまつりとかでも学校のグラウンドを使って駐車したりしているのを見ていて余程の時は臨時駐車場的に追分小学校のグラウンドの端を使ってもいいのかなとちょっと思ったりしましたが、そんな考えはありませんか。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 工藤議員のご質問にありますように国道に何kmも行列ができるのはあまり好ましくないということもありまして、なるべくそうならないように道の駅側では現状の中でいろいろやりくりしながら現在対応しているところでして、道の駅の施設のキャパから考えますと年間数日間は国道に渋滞ができる場合もありますが、キャパからいきますと柏が丘球場の方の駐車場も含めると現状ではいいところかなと考えていますので、今のところは小学校とかそういうところまでの必要性はないのかなと担当としては考えています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） どのぐらい増えるか、増えた時の対応を検討しておくことは大事かなと思いますので今後検討していただいて、国道に行列があまりできないような対策を講じていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。役場庁舎について質問させていただきま  
す。役場に用事があってもどこにいけば良いのかわからないという特に高齢者がいますが、町民が迷わずに長時間待たずに安心して目的を果たすために、まずどこに訪ねていけばいいのか伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 何課に行けば良いのか、その場所はどこにあるのかというご質問ですが、まず追分の総合支所に関しては住民サービス課が一括して来場者のご案内をしておりますので、議員もご承知かと存じますので早来の総合庁舎に特化してご回答させていただきます。

どこに訪ねればいいのかというご質問ですが、役場庁舎の管理をしている、また代表電話の対応を行っているのが総務課ということですので、ご答弁としては総務課ということになります。実際に組織の場所のお問い合わせは日常でして、こちら総務課のカウンターに来られた来場者には総務課の職員においてご案内をしているところです。一方来庁される方のうち長年地域にお住まいの高齢者の方というのは旧庁舎の玄関から来庁される方も多く、それらの方にとっては新庁舎に総務課や教育委員会、政策推進課などの組織が配置されていることをご存知ない方もまだいらっしゃるのかなど。1階のカウンターの職員にお問い合わせをされている方も多く、その都度、聞かれた都度職員がご案内しているのが現状と承知しています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 総合案内所設置について考えを伺いたいのですが、総合案内所と言っても大きな都市ではないので専任してそこに付きっきりで立っているというわけではなくて、総務課なら総務課でいいのですが看板を立てて、まずここに来てくださいみたいな、なにか目印みたいなのがあったらいいのかなと思います。そういった総合案内所設置について考えを伺いたいのと思います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） これまでの経過も含めての回答になりますが、総合案内所の設置に関して平成18年の合併の際、旧町の庁舎を活用した機能分担方式を採用したこともありまして、案内業務の他、申請等の書面の受領業務とする住民相談室というのを当時追分早来の両庁舎に設置し対応した経過があります。ただ、案内を希望される方というのがだいぶ慣れて来られたというお客様も多く来場者が減少したこと、あと平成30年の庁舎の一元化などもありまして現在は総合庁舎にこうした窓口を配置してはおりません。

一方でご質問のご趣旨にありますとおり、転入転出の手続きなどは住民登録、税、それから上下水道、介護福祉など多数の手続きが必要でして、総合

庁舎の2つある旧と新と言いますか増築の2つの庁舎の1階と2階のそれぞれの窓口に来場者自身で移動いただくということでご不便を強いているのは事実です。こうした実情を踏まえて、今後更なる高齢化を見据えて安平町の行政改革プラン2022や安平町デジタルトランスフォーメーション推進計画に基づきまして来町された方が1つの窓口で全ての手続きを完了させることができないかといった視点によりまして、今年度当初予算において執務室の再設計業務を計上しまして、他の先進地などの事例も参考にしながら委託しました企業とともに検討を進めているところです。いずれにしても町民の皆様の利便性向上と行政手続きにかかる町民負担の軽減を図りまして求められているサービス向上に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 今伺っていて1つの窓口で全ての手続きを完了させることを目標ということなのかなと思いますが、ぜひこれをやっていただきたいなと思います。期待してお待ちしていますのでどうぞよろしくお願いいたします。

最後の質問になりますが、温暖化により庁舎や公民館のエアコン未設置の施設は利用者にとっても訪問は夏の暑さが厳しい状況です。各庁舎や公民館の各部屋の温度や湿度は測定しているのでしょうか。夏に28℃以上にならないように施設環境を改善する必要があると思いますが、庁舎とか公民館のエアコン設置についての考えを伺いたいと思います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 公共施設のエアコン設置に関しては昨日も町長の方から一部回答させていただいた部分もありますが、エアコンの設置に関しては全町的な問題として認識しているところです。限られた予算の範囲内の中で学校とか公民館、教育施設、更に高齢者施設など順次エアコンの設置に取り組んでいるところです。総合庁舎それから総合支所においては議場とか会議室などに一部の場所に冷房が設置されてはいますが、来庁者の手続きカウンターにはエアコンは未設置です。こちら令和4年の7月から8月にかけて執務室の温度調査を行ったわけですが、総合庁舎の2階フロアでは日中で28℃を超える時間帯を計測する時間帯もありました。このため、来庁者とともに職員の職場環境改善も必要ですので、総合庁舎のエアコン設置に関しては実施計画というものを定めていますが、こちらに掲載させていただきまして予算措置を計画的に講じていきたいと。また、この整備が行われるまでの間の対応として、直射日光が執務室に直接入らないように庁舎の南側、西側

の窓に遮蔽のフィルムを設置するなど対策を講じているところです。

なお、総合庁舎へのエアコンの設置については既存設備、既存設営のエアコン整備というもののみに対象になる現在のところ道、国の直接の補助事業が無い状況でして、基本的に町単独事業になる前提で限られた予算の中で他の公共施設との優先度を見極めて検討となります。現時点で整備計画年度を明示することはできませんが、いずれにしても北海道の気候が明らかに変わってきているという危機感を持ちまして対応の検討を進めていますので、ご理解をよろしく申し上げます。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 日本では一般的に冷房設備を有する地域の公民館とか図書館を指定暑熱避難施設、クーリングシェルターに指定する動きが全国で進んでいる状況ですが、外が暑くても仕事や買い物、通院、散歩もあるかと思えますが、どうしても外出しなければならない時、暑さを凌ぐ休憩所となっているようです。環境省は4月から運用が始まった熱中症特別警戒アラートの発表時に避難場所としてそういったシェルターを開放することを求めています。そのような中、外出して何とか庁舎に来たけど庁舎内も暑いんだねということであっては大変だなと思います。私も遠浅の公民館に行ったことがあるのですが、夏の暑い時でしたが奥の大ホールにだけ冷房が設置されているのですね。なので普段使いづらいのです。人が何人かいてもそこだけ冷房つけても広いし、電気代も食うのかもしれないですがなかなか使えない。やっぱり他の部屋も皆さんよく使う場所があるので、そういった場所に冷房が無いという状況がありましたので、用を足すにも熱中症が心配になりますし、一昔前までは必要なかったかもしれませんが、この温暖化では北海道も冷房は不可欠ではないかと思いますので対策を講じ始めているということなので、今後とも対応のほどよろしくお願ひしたいと思います。早期設置を期待しています。質問を終わります。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今、遠浅公民館の話も出ましたので一応遠浅公民館と、職員と話をして大ホールはあそこは避難所としても全館使う可能性はあるのですが、まず1か所もないところはまず大きいところに1か所付けて、そして2か所目をとということで順番に公民館については整備してきているところです。また、教育委員会の方で先行して今回クーリングシェルターとして地域で使い方様々ですが、安平遠浅の公民館でのそういった取り扱いだったり、

また学校においても、まなびおはいつもですが追分中学校も実績は今回夏休み中だったこともあり熱中症アラートの31度以上の場合に開放するというこ  
とで、一部試験的にはそういったことも検討させていただいていますので、  
今ご指摘のお話はこれ本当に北海道で当たり前のようになってきた課題ですの  
で、実施計画の中で年次計画を立てながら、できるだけ早い設置を進めてま  
いりたいと考えています。

○議長（多田政拓君） 工藤議員よろしいですか。

○1番（工藤秀一君） 以上で質問を終わります。

○議長（多田政拓君） 以上で1番工藤秀一議員の一般質問を終わります。

○議長（多田政拓君） ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前 11時57分

---

再開 午後 1時00分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を始めます。午前中の一般質問を継続  
します。3番小笠原直治議員の一般質問を許します。

【通告No.7 3番 小笠原 直治】

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 3番小笠原です。当町においても少子高齢化や人口減  
少が進んでいます。それとともに地域のつながりの希薄化等により地域の教  
育力に影響が出てきているのではないかと危惧をしています。いじめ、不登  
校の増加、学力の格差など子どもを取り巻く課題は複雑化、困難化が生まれ  
てきているのではないかと感じています。こうした問題、課題を解決してい  
くためには学校のみならず家庭や地域住民等が相互に連携協働し、地域全体  
で子どもたちの教育環境を向上させていく必要が迫られているだろうと思  
います。学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進体制を構築しなけ  
ればならないだろうと思っています。一部の人たちが先行することは一体推進

体制とは言えません。幅広い地域の方々の参画による多様な教育活動を有機的に組み合わせて総合的に支援することにより、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく安平町民を作り出していかなければなりません。とりわけ町民の37%は高齢者です。この皆様方の長年培ってきた知恵と経験を活かすこと、この人材を掘り起こしていくことが重要だろうと考えまして質問をさせていただきます。

1つ目は学校運営協議会制度について伺います。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として学校運営協議会を置くように努めなければならないとされ、本町では小中一貫教育を両地区で行っておりますので2つ以上の学校の追分地区を含めそれぞれ1つの協議会を置いています。

主な役割としては校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べるができる。教職員の任用に関して教育委員会規則、本町では安平町立学校管理規則12条で定める事項として安平町地域学校協働本部設置要綱について教育委員会に意見を述べるができることとなっています。保護者や地域住民が直接学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる合議体組織として熟議、協働、校長のマネジメントが求められる会となっています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 地域学校協働本部設置要綱って言われていますけれども、これちょっと違う場面でどういう経過なのかは質問していきたいと思えます。

それでは学校運営教育制度は、一定の法令上の権限を持ちながら保護者や地域住民が学校運営に参加するための制度。保護者や地域住民が学校や教育委員会に意向を伝えるとともに学校からも保護者、地域住民に意向を伝える、相互に交流できる制度である。従来教育は学校と家庭が両輪となって協働して進めているものと言われてきましたが、今日の学校運営協議会制度の理念は学校、家庭、地域、教育委員会の4者一体となって進めていくものだろうと思えます。

そこで地域活動、地学協働の一体化の推進には学校運営協会の活性化と充実することが重要であるだろうと認識していますが、その点について認識の

一致はできるでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それでは先ほど次長答弁されてまして、追分校区、早来校区の学校運営協議会の任期、構成人員と報酬について伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 任期は2年となっています。それぞれ保護者代表、教育委員会私が入っていますけれども、地域住民、地域の活動をこれまでは学識経験者という表現をしていましたが、どちらかという和学校関連の方々に今の委員さんはまとめている形になっています。

報酬という形はとっていませんが、1年間通して謝礼金という形で1名あたり5000円という形をとってありますが、当然私のような立場の人間には支給されない形になっています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 次長、私構成人員を聞いているのですよ。何人ですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 失礼しました。10名です、それぞれ10名ずつです。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） この運営協議会の委員については15名以内というのが、マックス15名以内と決められているだろうと思います。私はこれから学校運

営協議会をしっかりと活性化、そしてものになるものにしていくためには、私は人数を増やしていくべきだろうと、ギリギリいっぱいの人数をと考えていますが、その点について検討する余地があるのか伺います。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今回、早来地区、追分地区とも一昨年から1つの協議体しております。それぞれの小学校中学校の時は10名ずつでしたので、確かに15名ぐらいにする考え方もあったのですが、そもそも今先ほどお話されたように少子高齢化も含めて小学校中学校の保護者も共通している部分もありながら、その継続した体制も含めてこの10名ほどの規模感がコミスクと言われるこちらの方はこの人数ぐらいが適当かなという形で今行っている考え方です。ニーズのお話に関しては今その活動の内容においてはこの後の学校協働本部の活動の方が重要視という形も考えた上で、こちらの協議体の方は今現在考えています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今次長の質問については関連性があるので、その後の中で触れたいと思います。

2番目の地域学校活動推進員の委嘱について伺います。ここからは井内教育長はこの担当、教育総合専門員として携わってきましたから、これ2から3、4の質問は。だから井内教育長から答弁をお願いしたいと思います。

[井内教育長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） ご指名でしたので答弁させていただきます。まず、今ありました地域学校協働活動推進員の委嘱についてですが、現時点ではまだ委嘱は行っていません。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私の質問の通告が悪かったと思って私自身も反省しているのですが、私が聞いたかったのは推進員の委嘱についての考え方を聞いたかったのです。でも、これは次長も知っているとおりの質問で前回もど

ういう人たちかということをやりに合ってお互い意見を聴取していますので、その意味でそういう答弁になったのかなと思っています。

それで確認の意味で私の方から確認事項を1点述べたいと思います。どのような方に委嘱するのかと、社会的信望もあり、地域学校協働活動に推進に熱意と識見を有する方であるとか、安平町においてそういう方が判断できる方。また、地域ボランティア活動をしてきた人やPTA関係者、経験者、退職した教師など日常的に私は候補者を把握していく必要があると思うのですが、その点については必要性があると認識をするかしないかお伺いします。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 今おっしゃったとおり、そういった点を深く認識しております。なので人物については特定の分野領域ではなく、冒頭で小笠原議員がおっしゃったような世代等に関わらずしっかりと、一部平日の日中に動かなければいけないところもありますので、そういった点もクリアできる方に委嘱を進めていきたいと考えています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私は地域活動協働推進員の数というのは別に何名でなければならぬということではないと思います。今、教育長が言っている分野階層からぜひやりたいんだと、また教育委員会の方からぜひこの人に頼みたいんだと、私はたくさんいたって良いような気が、むしろその方が底辺、分母を広げることによってより良いものができるだろうと思っていますので、その点については考え方が一致できるかという点と、委嘱にあたっては社会教育法第9条7の規定によって選ばれていくのだということによろしいですか。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 設置要綱には4名以上と規定しています。というのも人数があまりにも少ないと活動の停滞とか、一部の推進員だけ負担が大きくなってしまふということがあります。ぜひとも多くの方に関わっていただいて、そして地域全体で学校と地域が一緒になって子どもを育てる。そういった教育環境が作られたらいいなとそのように認識しています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 教育長の方から幅広く協力を願いたいということでありますから、私は人間というものはそれぞれ私地域にいますと頼まれるとやってくれと言われたらやるものなのですね。止まれと言った時にはなかなか止まりませんが掘り起こしていくと。テーマに沿って協力していくことは重要だと思しますのでよろしくお願いします。また、けち付けるわけではないのですが、今回の井内教育長の後釜にプロジェクトチーム、プロマネの募集があるのですが、そこでまた地域学校活動の推進の育成と任命と書いてあるのですね、掲載しています。そこは私は間違いだろうと思うのですけれども、9条7条の規定による推進員ではなくて、安平町独自の推進員なのかについて違うのかないのか、間違いなのかをお願いします。

[井内教育長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） ご指摘のとおりプロジェクトマネージャーが任命するものではありませんので、この場をお借りして訂正をさせていただきます。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それでは3番目に入ります。地域学校協働本部の役割について伺います。

[井内教育長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 地域学校協働本部ですが、こちらの組織は先ほどの学校運営協議会の法令と違い、社会教育法に基づき教育委員会が地域学校協働活動を提供するにあたって地域住民と学校連携協力体制の整備が求められ、その役割を担うのが地域学校協働本部として位置づけられています。実際には地域とのコーディネート機能や多様な活動、そして継続的な活動となっています。要するに学校運営協議会が審議、熟議する会となって、活動、協働を担っていく役割を持ちながら全体的には地域学校協働本部が地域学校協働活動を行っていく関係性となっています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 教育長の言うとおりでありますが、私の方としてはもう1回認識の一致で私の方の考え方について述べたいと思うのですが、地域学校協働本部は学校運営協議会の協議事項である学校運営の必要な支援を実現するため、学校運営協議会での協議内容に基づいた活動が行われるように地域学校協働活動との連携・協働が重要になると思います。このため地域学校協働学校推進員を本部は含めて、推進本部含めてつなぎ役として教育委員会が学校運営協議会と地域学校協働活動の両取り組みの相乗的に、そして一体的に推進していく関係であるということと、地域学校協働推進員は学校協働協議会の実働部隊としてあるということで認識をしてよろしいでしょうか。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 今おっしゃったような活動の部分について認識は全く同じで構いませんが、安平町としてはそれに加えてというものを考えています。

まずは今小笠原議員がおっしゃった部分については、現在学校運営協議会の事務局を今年の4月から教育委員会が担っています。というのも昨年度までは学校がこの学校運営協議会の事務局を担っていました。しかし、今後地域学校協働本部との活動との連携を考えていった場合、先ほど小笠原議員がおっしゃったように教育委員会がうまく橋渡し役にもなりながら連携協働を進めるためには、学校運営協議会の事務局を当面の間、教育委員会が担う方がより連携が深まるだろうということで教育委員会が担っています。

そしてまた学校運営協議会で方向性が定められたものに基づいて実働部隊として地域学校協働本部が様々な協働活動を担っていくというのがベースとしてあるのですが、それだけではなく地域学校協働本部、若しくは地域の方が自主的に学校と協働して子どもを育てることができないかとなった時には独自の活動もできる。そこまで安平町としては一步進めてやっていきたいなと思っています。あくまでも学校運営協議会の方針や方向性に基づいて地域学校協働本部が活動を行うことになると、ややもすると上下関係の位置になってしまう可能性がありますので、地域は地域として学校と一緒に子どもを育てていきたいという活動もできるようにしていきたいと思っています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私は教育長と考え方が違います。それは学校を中心とした、広報あびらでも学校を中心に円を描いたのが出されています。学校な

のです。教育委員会ではないのです。そこだけは私は取り違わないように、本部が先行して本部が回すということではなくて、あくまでも私が言っているのは子どもたちのための部分ですから、学校運営協議会が基軸となってやることだけはしっかりと頭の中に入れてほしいと思います。

それでは次に、なんで令和5年度中に地域学校協働本部の設置ができなかった要因について伺います。

[井内教育長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） ちょうどその部分を私が担っていましたのでその経過も含めてお話したいと思います。地域学校協働本部の設置については保護者も含めてですが、まずは学校と先ほどご指摘がありましたように学校運営協議会委員の方々自体がこの仕組みについて理解を深めなければいけないだろうと。それともう1つは実態をしっかりと把握してから進めなければいけないだろうというところがあり、年度の前半部分は地域にどういった資源があり、また、地域の方でどういった方々が協力体制が取れるようなものがあるのか、そういったものを調査に約年度の前半を要しました。更に学びを深める機会も必要でした。ですのでその後学習会を企画しました。具体的には年度の後半にはなってしまったのですが、昨年12月19日に国立政策研究所、生涯学習政策研究員、総括研究官である志々田まなみ氏。これは地域学校協働本部の第一人者です。国立教育政策研究所の方をお招きして、その中で学校の先生方、地域の方、それと学校運営協議会のメンバーの方々と一緒にシンポジウムを開催し学びを深めました。その中でその国の専門の方にもどういった形で安平町の地域学校協働本部を立ち上げたらいいのか相談にも乗っていただき、そこから案を作り更に教育委員会の中で承認が必要ですので、その中でも協議をするといった手順を踏んでいったところ、最終的に要綱が教育委員会の方で協議承認をいただいたのが3月となってしまいましたため、年度中の設置については3月に設置要綱が通ったという形になりました。以上が経過です。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私の今年の質問で教育委員会は10月まで、去年のですよ。プロジェクトマネージャーが追分2早来2の4名。地域学校活動推進員を委嘱し総括的なコーディネーターの育成をしていくとの答弁がありました。私はその意味では今教育長が言われていたのは、あたかもそれは私から言えば学校、教職員、学校運営協議会委員、教育委員会委員、そもそもがこ

の地域学校協働本部推進する認識がなかったのかということなのですね、今教育長が言ったのは。私はなかったのかというならば教育長も広報あびらで言って学校運営協議会に出席していますと。その時しっかりと学校運営協議会で、きちんとそれらについてお話をされましたか。

[井内教育長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 昨年度の私の立場の中で教育委員会、また学校運営協議会の中でこういった方向性で進めていきたいという話はさせていただいています。まずはそれでよろしいでしょうか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私は、これ平成30年ですね社会教育法が改正になっていわゆる推進員を作って地域一体でやりなさいと言われてもう5、6年も経っていて、私は学校長が知らないというわけにはないと思います。しかし、私は今の追分校区、早来校区の中においては、地域学校協働活動を進めるにあたって教育的な有効性は認めていても現実的には学校教職員の余裕がないと、今一部教育長が言われた学校教職員の理解不足の課題があったということで1年間遅れたという認識でよろしいですか。

[井内教育長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） まず私の立場で言えば教育委員、また学校現場が理解が足りなかったというところについては申し上げることはできません。ただし、理解はしっかりとさせていただいていたと認識でいます。ただし、実際にそれを設置して更に設置から活動まで移行する時については学校現場の実情、更に実際の地域学校協働活動においては活動なので活動する地域側の状況、そういったことも鑑みながら手順を踏んで進めていく必要があったなどは思っています。また、付け加えるのであれば先ほど小笠原議員がおっしゃってくださったように、特に早来地区においては開校間もない学校でしたので、その中であれもこれもという現場の負担といったところも当時のLPMの自分としては考慮したところがあります。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私から言わせたら大変失礼ですが、それは約束事を守っていない、言い訳です。それは肝に銘じてください。できなかったのですから。できると言ってきたことができなかったのは言い訳としか取らざるを得ないと思います。

それで私は教育委員会、学校運営協議会、地域学校協働活動推進の一体とする事業としては、学校を核とした地域教育プラン及び地域学校の連携協働体制の構築だと思っているのですね。先ほど言ったようにまだまだと教育長言ったとおり。でも私は具体的に何をしていくのかということが見えてきていないと私は感じているのです。私は子どもを取り巻く課題のうち安平町の課題のうち、学校や地域や家庭と共通して抱える課題、若しくは学校運営上の課題であるが地域や家庭と連携協働して解決に取り組む課題を明確にしていく必要があるだろうと思っているのです。それで私は、まずやっていただきたいのは地域学校協働本部の事業としていじめ、不登校の課題を先ほど内藤議員の時に言われていました。いるということです。いるということは良い学校ではないということです。良い学校はいじめも不登校も無いということです。そんな意味を行くと私からすると最大の課題は地域住民の協力を得ながら学校での教育課程内の不足する部分の補習を放課後や土曜に学習支援、家庭支援活動に向けてこの事業をしっかりとした目的に掲げていくべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） まずその前の前段のところでありました、できるものができなかったということに関してのご指摘なのですが、それについては認めます。やはり最初に計画の中でできるというものがいろいろな状況の中でできなかった事実はありますので、それについてはしっかりと受け止めたいなと思っています。

その上で今学校、特に子どもを取り巻く課題の中でいじめ・不登校の問題が挙げられました。先ほど内藤議員の質問にもありましたが、これについては大きな課題として認識しています。その認識というのは、今こうやってここで議会をしている最中でも、この時間帯ですから家にいる子どもがいると思います。そしてその保護者の方がいて、その子どもが今どのような気持ちなのか。その保護者の方が今どういったお気持ちで過ごしているのかなと考えていった時にしっかりと取り組まなければいけないと思っています。

その時に先ほどおっしゃってくださったような補習だとか学習支援の部分については、不登校等を問わず子どもたちの学びを多様に支援する。それを地域が学校と連携しながら進める。これは当然活動の中の1つにはあると思

います。ただその場合、担い手となる方がどういった方がいるのかについては掘り起こしという話もいただきましたので、そういったことについても取り組んでいきたいと思えますし、また、安平町の教育の中では偏差値学力を最優先、最上位としていませんので、子どもたちが自分らしく豊かに生きることができることを最上位としたいと思えます。ただ、その場合には先ほどお話があったようないじめや不登校の状況にあるお子さんについては、自分らしく豊かに生きていると言えるのかとなるとそうではありませんので、その部分についてもしっかりと取り組んでいきたいなど、その認識は同じかなと思えます。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私は学校は教育をする場所です、勉強する場所なのです。遊ぶところではないのです。しっかりとした教育を行って最低ライン、落ちこぼれと言ったら失礼ですが、最低ラインの部分まで全体的な児童生徒が教育力を身に付けさせなければならないだろうと思っています。特に小学校3、4年生の数学をここでこけると中学行っても何やっているのかさっぱりわかりません。そんな意味では十分この教育課程内における部分の補習等についてしっかりと今やっていただきたいし、安平町内には教職員がいっぱいいます元教職員の方々が。そういう人たちをピックアップしながら何とか無料で学校で教えていただきたいということでしっかりとつなぎながら、そんな意味では学校とは連携しますよ、学校の先生と連携しながらやっていただきたいと思えますのでよろしくお願いします。

私は今言われているのは放課後子ども教室を開いてほしいと思ひまして、これは学校と地域の実情において地域住民ボランティア等の多様な参加によって教室を開いて週1日か2日ぐらい開校してほしいなど。更には放課後児童クラブとの一体化を進めていこうと。これは文科省の挙げていることですね一体化。これらを含めてしっかりと私はそれらに向けて放課後児童館で遊べる分、そして児童館で遊べる子どもたち、放課後教室で勉強してしっかりと交互にできるような体制を進めていくべきではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

[井内教育長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 地域と学校の協働活動の時に一番大きな課題となるのが申し訳ありませんが学校は勉強する場所で、遊ぶところではないという認識だと思っています。変わっているのです今。今までは学校は知識をベースと

した学力を付ける場所でした。ただ、今文部科学省の方で大きな方針転換をされていて、知識だけの習得であれば生成AIやインターネットの普及によって、知識だけではこの先の時代子どもたちが生き抜くことは難しいとなっています。それは勉強が不要と言っているわけではありません。基礎的、基本的な知識は必要です。特に小笠原議員がおっしゃったような小学校3年生あたりでの算数の力というのはしっかりとつけなければいけません。ただし、その学力偏重と風潮が、もしかしたら一方で不登校というものを生んでいる可能性もゼロではないだろうという認識を持っています。また、学校は幼児期から学校です。ですので町内にある2つの園は遊びを学びとしている学校です。なので遊びも学びであるということ。勉強から学ぶというふうに認識は変わっているというところをこれは広く地域の方、保護者以外の方にも伝えていかなければいけない。ですので今回の議会の至る所で学校からの情報発信という話題も出ました。そういった今学校の在り方や学びの在り方が変わっているというところをしっかりと教育委員会としても、また学校と連携をして、学校運営協議会や地域学校協働本部も発信していかなければならないという認識を抱いています。そして後半にありました放課後子ども教室については、今の時点で地域の方の協力を得ながら活動をしています。ただ、それが全町的にとなった時にはまだ深く展開されているところまではいきませんが、放課後子ども教室と児童クラブの一体的な運営運用についても着手をしています。しかし、この点についてもそういった活動が行われているということが広く住民の方に知れ渡っているかという課題があるなと思っています。このように放課後子ども教室などで地域の方と一緒に子どもを育てていきたい。なのでその中で手伝ってくれる方いませんかとか、若しくはそれはこの指止まれ方式になってしまいますので、積極的に高齢者の方を含めてこちらの方から声をかけていって掘り起こしをすることによってより豊かな地域と学校の協働や子どもの学びの環境が作られていくのではないかなと思っています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私は教育長と全く意見が違います。文科省ではそんなこと、遊びではありませんよ。いじめ、不登校、学力なんです。飛び抜けて頭良い子を作れというのではないのですよ。ある程度の部分をどう底上げしていくことをやってくださいと文科省は言っている。やっぱり勉強なのですよ。教育長が言っているのは遊びとか言っていますけどね。この安平町を見てください。歓楽街があるわけでもないしゲームセンターがあるわけではない。子どもはどこ行っても遊べるのですよ。子どもの遊びというのは自ら考えて、1年生から9年生の間で考えながら、遊びで自らが覚えていくという

ことなのです。与えられるものではないって、これは私の持論ですよ。いろいろ反論・異論はあると思いますけど。私は子どもの遊びというのはそういうものだろうと思っている。ただこれを作ってこれをしなさいってまさにそれは養殖場と同じような気がしてならないのです。そうではない。自らの発想の中で、だって危険なところ、最近熊が出て危険がありますが、この安平地区なんの危険な場所もヤクザも、すみません反社会的な勢力を持っている方の家もあるわけでもありませんし、歓楽街もゲームセンターも無いどこでも遊べますから、そういうところを見守ってやるのが地域の人たちが危ないというのが、だからたくさんの推進員を委嘱して底辺を広げてくださいということですから、そこは教育長と意見が違いますからああでもない、ここは一致しようということではありませんから。ただ一致できるのは底辺広げるためには推進員を広めてくださいということ。それで時間が無くなるので4番目にもうちょっと詰めたいところがあるのですが、違う場所でやりたいと思います。

4番目、追分小学校・追分中学校・早来義務教育学校における教職員の働き方改革をしなければならない具体的な事象について伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちらにおいては私の方から説明させていただきます。共通的に言われていることが、先生方が学習に専念できる時間がなかなか無いというところで、これは勤務時間が一定しないというところにも結び付いています。こちらで対応としては、例えば児童生徒の登下校時間のばらつきにも対応していることが現実であって、実際は登校時間が決まっていながらも早い時間に来る、遅い時間に帰りたいという事例等が起こっていますのでそういったところへの対応はしていますが、町としてはいろいろと対応しながら解決しているところです。更に部活動の指導も昨今言われているようなところで、なり手もないということも含めてこういった負担感が出ています。あとは日々の学校生活の中で、例えば先ほどから言われているような休みがちなお子さんへの対応だったり、時期的に感染症が蔓延する時期とかでは朝の対応が大変になってくるとか、そういった部分の中で学習の準備も含めていろいろと対応が難しくなっていると。

先生も学習指導要領の変更も含めて学校の環境が変わっている中でギガスクール構想だとかICTの活用、プログラミングと言われているような国が示しているところを日々学びながらというところがあります。それを更に学びの保障としてお子さんたちに対応していかなければいけないというところは不登校も含めていろんな方法をとっていかなければいけないというところも大きなところかなと思っています。あとは組織運営的には少子高齢化が言

われているとおりでして、数年を見ていただくと先生の数も減っています。そういったところもあって先生方がいろいろと携わるような場面が多くなって委員会、協議会、式典を含めて学習以外のものもだんだん増えてきていることもあります。

あとはいろいろな事由において調査ものも多くなっていると。それは事務官だとかという部分もあるのですが、実際に当然お子さんを見ている担任の先生という方々がきちんとした報告をしていかなければ道や国への報告にはなっていないとなっていて、また、いろいろな考え方を持った部分もありますし、いろんな事由もあるので一概には何とも言えないのですが、保護者との面談というか対応もいろいろなパターンとして生まれている。

あと比較的少ないと言いながらも児童生徒の生活指導といった案件もないわけではないところが主なところかなと思っています。

学校別に言うと特に追分地区の先生方が子どもが減っているということでもいろんな面で例えば行事の組み立て、まさしく今回のお話のような担い手不足もありまして、それは例えば事業というか行事的なものでは費用負担が生じるものに関しては非常に個人負担が増えてきているということで、先生方もなかなか費用調達の面で苦労している部分もあってこれは学校別によってかなり具体的に大変な作業が出てきているのかなと思っています。それは部活動の移行作業に移ったりスクールバスの運行でも子どもの乗る数が少ないからと言っても距離数は変わらないわけですから、そういった配慮とかいろいろ挙げればきりがありませんが、そういったものを昨年からLPMも含めて具体的に現場の流れを見ながら対応しているのが現状となっています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 次長が言っているのは現状を言っているだけであって、具体的に何を改革しなければいけないというのはさっぱり伝わってこないのですが。実は私は教職員の働き方改革の始まりは教員の業務分担の負担軽減の取り組みだろうと思っています。2023年10月に広報あびらに良い記事が出ていました。学校の事業の仕分けが必要であると。基本的に学校以外で担うべき業務、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要ない業務、教師の業務だが負担軽減が可能な業務ということが広報あびらに仕分けが載っていました。それのおりやってきたのか学校別に。その結果についてやってきたのか、してないというなら別ですが。してきましたか。その結果についてお話をください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） まさしく今具体的な事象という伺いがあったのでそういうことをお話させていただいたのですが、議員がおっしゃるとおりです。本来学校が担うべきもの、そうではないものに関していうと、先ほど学校は学ぶところというものに特化すれば学習指導要領に則った学習って何だろうというところを考えれば今まで行っていた行事とかも学校が担うべきではないというところがあったりします。そういったところが早来学園の開校に関わらず、例えば追分の小学校で以前から行っていた鼓笛隊のような行事も実は違うものですよとか、そういったところに関して1つつメスを入れているのが今のところですが、ですから先ほど先生方の具体的な仕事であってもその仕事はもう少し簡素化できて効率化できるかなというところも、例えば新しいシステムを入れるといった対応でやっていくとかですね。あとは例えば今回のお話になっているような部分で、保護者とか地域の方に担っているようなものは何だろうかというところで今まさしくそれを分類ができるところまできちんと細かいところから分析をして行っているの、全てが解決していればまだまだなのでしょうけど、なかなかそれは簡単に解決はできないところなので、まずはこういった事象、先ほど説明したところに対して課題点をできるだけ改善していきたいということで今進めているのが私たちの取り組みの内容となっています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） あのね、あなた方が言ったのですよ。教職員の働き方を改革しなければならないんだって。全然見えてこない。今こうだとかって。でも、広報あびら去年10月に載ったこの文科省の中身は31年、令和元年の時に出版されているのです。もうその時から文科省は働き方改革と分けてきちんと地域でやりなさいと言っているのですよ。それをまともに受けとめなかったのかなと。今これからやると言っていますから、まあまあしっかりと分けてやっていただきたいなと思います。それで私はここに先生が、広報あびらにも井内教育長のコラム的な中身が載っているのは先生の数が足りない。これは実は当たり前なのです。義務教育学校をなぜ作るのか、文科省の狙いは何なのか、これは統廃合なのです。統廃合の、次長頭傾げてもダメですよ統廃合の勉強をしてください。統廃合であって経費交付金の負担をすると。することに教職員の数を減らせると、一元化によって。そこが狙いなのです。だから4校が1校になった早来学園で先生方が辛くなることは当たり前なのです。リスクを背負うのです。それが義務教育学校の実情なのです。そうでしょう。だから早来にあるのが早来学園教育補助員、早来学園教務補助員、早来学園学習指導員とかこれいっぱい入れているのですね実態論として。それ

はなぜ生まれてきたのかということは、そこは義務教育化することによって先生方の負荷をされてきた、どうしてもやらざるを得ないという現状があるのかなという面と、教育長が言っている学びや遊びを含めたものを付加しているのかなと思っていますよ。でも私はそれが本当にどうなのかという部分でなっています。それで私は本当に教職員の働き方改革をしたい。早来学園だよりを見たら元気ができるとか改革できるんだという文句だけ早来学園だよりに学校長の今年の学校経営方針に、具体的に何が元気出のかなというのは全くあれから伝わらないのですね。そんな意味でしっかりとした形の中で私はどうしていくのかと、特に早来学園の問題、統合による弊害、先生方の業務負荷。これらについてはできる前にわかっていたことでしょう。それは教育長わかっていたことですよ。それは当たり前のことですから。どの企業も一元化してみたら絶対負荷になる。だから私は労働組合の役員にはいつも反対していたのですよ。駄目だ残せって。それは労働強化と言ったら古臭い言葉になりますが、そういう実態になるということだけはしっかりと認識をしてほしいし、安易に町のお金を使ってそこに入れていくことだけはやめていただきたい。本当の意味で私は学校運営協議会含めて地域の皆さん方含めて、本当に必要なのか、早来学園作ったことで生まれてきたこの先生方の矛盾点についてしっかり出して、そしてそこでしっかりとやって学校側の指導員とか教務員とかわからないですが、どういう棲み分けで置いているかよくわかりませんが、時間が無いのでその説明は要りませんが、そんな意味ではしっかりと整理してやっていただきたいと思います、その点はいかがでしょうか。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 今の小笠原議員のお話を聞いて、より学校の実情や現状について地域の方にわかりやすく伝える必要があるなど認識をしたところです。今の学校の現状が、地域の方から若しくは小笠原議員からそのように見えているのだと認識しました。実態については時間も限られているので、細かい部分についてのお話はここではしませんが、学校の先生方の数が足りないというところがありますが、文科省としては来年度の令和7年度の概算要求においても教員の人数を増やしています。もし効率化を進めるのであれば教員の人数を増やすという政策は行わないと思います。また、統廃合によりという話がありましたが、この統廃合が全て何か新しい風を生むのかということ、課題がゼロではないと思いますが、そういうものでもないと思います。ただ、これらについても一つ一つここでやってしまうと時間も限られていますので行きませんが、安平町が教員以外に学校に人を配置するということは、安平町の総合計画の中で子育て、教育が強みであり、その強みを活かす

ことをフックとして移住定住につなげ、暮らしやすい町から暮らし続ける町へと変わっていくといった町の大きな方向性があります。その方向性に基づきつつ更に安平町の教育行政として子どもたちにとってより良い教育環境を作っていきたいというものもこの施策の部分の根幹にはあるだろうと思っています。ただ、その一方で先ほど小笠原議員からご指摘のありました配置については、学校運営協議会や地域学校協働本部の活動といったものも広く認識しながら適切に配置をしていただきたいというご意見がありましたので、その部分についてはしっかりと受け止めながら安平町の大きな方向性、更には子どもたちの豊かな学び環境の構築のために適切な教育行政を進めていきたいと思っています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 時間が無いので、もっと深掘りした議論をしたいと思ったのですが。それで私が言いたいのは、学校の先生の免許がない人でも学校に入って協働してやっていくことはいいのです。それは地域の人で十分なのです。地域の培ってきた人生を持った人たちを掘り起こしてその人たちを入れればいい。それはボランティアですよ。お金なんて払う必要なんてないのです。ボランティアやってくれと言ったら十分やってくれます、子どものために。そこを基軸に教育長進めていただきたいと思います。

それで今、実は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条5の開設事項に第7項職員の任用に関する意見があります。そして第8項にはその意見を職員、尊重しなければならないとあります。それは何を意味するかということとは当該する地域の学校、住民が協議会を通じて直接任命権者、道教委に述べて、私たちの学校はこういうことをしてこうで、だから先生が足りないんだということを言えるシステムですね第7項は。8項はそれを道教委は受けて十分検討しなければならないというところがあります。それで、足りないのだから教育委員会は校長含めていろんな話をして、内申、人事評価の結果等勘案して、しっかりと道教委に上げていますか。今安平町の教育の実態を含めて。

[井内教育長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 今の安平町の人事の状況については、胆振教育局含め道教委の方にはしっかりと伝えていっております。人員の確保については1点だけ、ここで共通の数字をもとに認識をさせていただきたいなと思います。今道内にいる15歳の人口が3万8000人です。それが今年の0歳児、生まれた

人数北海道内は2万8000人です。すごい勢いで子どもの数が減ってきています。そしてそれは10年後、15年後の教員だけではなくて労働力不足に直結していきます。ですので人手は多い方がいいです。ただし、そこには限られてしまうというところがあると先ほど小笠原議員がおっしゃったように地域にいらっしゃる活力、協力していただけるのであれば積極的に受け入れて一緒に子どもを育てる環境構築にもこれから取り組んでいかなければいけないなど、そういった認識を新たにしたところです。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 教育長のおっしゃるとおりで、もっともっと人材を掘り起こしていけば何とか学校の体制についてしっかりとした教職員体制のフォローができるのだらうと思う。ただやっぱり今文科省の進めている事業をしっかりやれば、いじめ・不登校と学習支援をやっていけば私は安平町の画期的な改革方針を出せば、やはりそこはしっかりと認められて先生、児童生徒数等関係なく、先生の配置に変化が生まれてくるだろうと私は期待しています。10%ぐらいね文科省は堅いですから。期待しています。そこに向けてしっかりと安平町のいじめ・不登校、学習支援含めてやっていくというものをしっかりと目的とした事業を明確にしながら、そして地域の皆さんに協力を得ながら掘り起こして、地域推進員をたくさんたくさん任命して進めていただければよろしいと思うのですがその点はいかがですか。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 安平町の地域と学校、若しくは地域の豊かさ、その良さを活かしながらかつと教育行政を前に進めてほしいという応援のメッセージと受け取って、これからしっかりと邁進していきたいなと思っています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 井内教育長に期待を持っていますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。終わります。

○議長（多田政拓君） 以上で3番小笠原直治議員の一般質問を終わります。次に7番三浦恵美子議員の一般質問を許します。

【通告No.8 7番 三浦 美恵子】

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） よろしく申し上げます。私は1件目、北海道胆振東部地震の検証、防災減災についてを取り上げます。

1つ目、災害発生時の断水時の対応と復旧、こちら上水道、農業用水に関する検証についてどのように行っているかという質問です。まず、復旧工事に関して復旧する地域の順序の選定などもどのように行っていたのかご答弁できればなのですが。あと農村部の水道の復旧又は農業用水の確保についてもどのように行われたか合わせて申し上げます。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） まず上水道にかかる断水時の対応と復旧に関する検証について答弁します。震災時の断水対応については、飲用水を貯水している配水池の水位が著しく低下し飲用水が確保できなくなると判断した場合に限り断水することになります。胆振東部地震においてはこのケースに相当する甚大な被害と判断したため、まず配水池近くのバルブ操作により全戸断水を行い段階的に通水しながら漏水箇所の特特定、漏水工事を施工し通水エリアを拡大していきました。なお、通水に関しては避難所から優先的に行うこととし、早来町民センターでは震災の翌日、追分公民館では2日後に通水が可能となりました。

復旧については災害協定を締結している日本水道協会北海道地方支部が震災当日に現地確認を行い給水車の手配及び仮設の給水タンク1tの設置について安平町水道課と協議を行い、避難所への通水が遅れる可能性も考慮した上で遠浅地区、早来地区、安平地区、追分地区に仮設給水タンク1tを避難所である各公民館に設置しました。

給水活動にあたっては、災害協定に基づき札幌市や室蘭市他多くの自治体から支援をいただいた給水活動を行うことができました。なお、浄水場は直接的な被害がありませんでしたので、非常用発電機により浄水場を稼働し配水管の復旧時に備えて上水をつくることができたのは非常に幸いなことだったと考えています。

最後に耐震化に関するこれまでの対応については、追分本町浄水場、旭浄水場、臨空浄水場、富岡配水池は耐震化済み。また、追分地区と早来地区をつなぐ緊急連絡管も整備済みであり、災害時に活用しました仮設の給水タン

ク1tも町内4か所分として購入済みとなっています。現在も水道施設の耐震化については北進配水池の更新、また導水管や配水管の年次的な更新、加圧式給水車の更新検討など施設の維持管理、重要給水施設への配水管耐震化を含め今後も継続して取り組んでいく考えです。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 私の方から農業用水に関する答弁をさせていただきます。発災以降、上水道の断水により家畜への給水及び搾乳機の洗浄水の確保など営農に支障をきたす状況がありました。また、地下水を利用して生産者についてもブラックアウトにより同じような状況があったと認識しています。

次に畑地かんがい用水の関係ですが、国営安平川地区で造成した畑地かんがい用パイプライン1か所、国営早来地区及び道営地区で実施しました畑地かんがい用パイプライン8か所が被災を受け営農用水の確保が困難な状況でした。

上下水道及び地下水により営農用水を確保されていた畜産関係の生産者については北海道開発局等の給水支援を受け、営農用水を確保していたところです。

畑地かんがい用水については、国の災害復旧事業を使いながら復旧工事を進めてまいりました。復旧工事の完成後は生産者に情報提供しながら最寄りの給水栓等を使用するようお願いしたところです。しかし、災害復旧工事は不可視部分が多く通水試験後、新たな被災箇所が見つかるなど最大で令和3年2月まで工事期間を要したところです。

水田かんがい用水については、安平町土地改良区が所管する頭首工1か所が被災を受けましたが、発災が9月6日であり既に取水時期が終わっていたことから営農には支障がなかったものと思っています。

瑞穂ダムについては、水田及び畑地かんがい用水源となっていますが、復旧工事の工程工法等、営農に支障のない形で復旧をしていただきました。

防災減災についてですが、上下水道については先ほど水道課参事が答弁したとおりです。また、ブラックアウトにより地下水源が使用できなかったことから畜産業を対象にJAが取りまとめを行い、自家用発電機の購入事業への取り組み、既に発電機を所有していて震災により被災を受けた発電機等に対しては国の被災農業者向け経営体育成支援事業により対応してまいりました。

次に畑地かんがい用施設のパイプラインの復旧については、耐震性の高い管種により復旧を行ってきたところです。

[三浦議員挙手]

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） その実情復旧このようにしていたという経緯をご説明いただいたのですが、その経緯を踏まえて今後の課題をどのように抽出しているかということが気になるのですが。

まず水道の関係は、今後の災害に備え耐震化も進めていくとおっしゃっていただいたのですが、具体的にどのように水道ビジョンや強靱化計画に反映していくか、反映していく事項をどのように整理していくかが1点。

農業用水に関しても農協さんが入って聞き取りをしてということで行ってこられたということで伺ったのですが、具体的に今後の有事の給水についての要望が行政などにも農協などからあったかどうか。懇談会など行ったかどうか。町としてはどのように考えているのかこの2点をお願いします。

[谷村水道課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 耐震化に対する今後の具体的な取り組みですが、まずは今後と言いますか、先ほども話しましたが緊急連絡管をつないで追分と早来地区どちらの浄水場が壊れても相互で対応できるような対応をとっているということと、今北進の配水池の設計を令和5年度にしました。その後数年後建設に入るのですが、そこについてはもちろん耐震化をした配水池になっていくものとなります。それと建物は古いのですが北進の浄水場については震災後耐震診断を行っていただき、その結果耐震化適合施設となっています。それと最初の答弁でも申し上げたのですが、年次的に導水管の耐震化、水道管をダクタイルの柔軟性のある鋳鉄でつなぎ目にも余裕があるというか多少の揺れでも抜けないという耐震管につなぎ替える工事を年次的に行っているところです。それとまだこれは先の話になってしまいますが、水道事業については厚生労働省から国土交通省に所管が変わりました。ですのでこれを機会にと言いますか、これはまだ先の話なのですが水道施設の耐震化に関する補助メニューの制度の拡充とか要望していく考えです。こういった拡充化がされれば、耐震化に関する補助のメニューが創設されていくことになれば耐震化も進みやすくなるだろうなどは考えています。

[森池産業振興課長挙手]

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 水道以外の部分に関して答弁させていただきます。特段農協さんとかと懇談会はこの件に関して設けてはいませんが、営農

用水というのは非常に幅の広いものです。上水道を使いながら営農に使用している、これも一つの営農用水。地下水についても営農用水、河川水についてもそうですし、逆にそこを管理しているのは、例えば水田用の用水であれば土地改良区が所管しています。畑地かんがい用水は町が所管しています。水道に関しては水道課が所管している状況になっています。各々の管理スタイルが各々検証しながら現在も発災後取り組んでいる実態がありまして、例えば土地改良区であれば今新栄地区において用水路の更新事業をやっていきます。これも1つの検証において老朽化施設を国の減災防災事業を使いながら更新して地震に耐えうる構造にしていきましょう、また改良区が所管する貯水池の耐震化についても現在検討を進めている状況になっています。また、地下水を使用している個人農家、個人の所管するものになりますが、これについては当然電気が来なければ使えないものということで農協さんが国の事業を使いながら各農家に訴えながら取り組んでいる状況ですが、農業系の事業はあくまでも受益者負担が伴ってくる事業で、そこは個人的ないろんな経営状況から取り組める方、取り組めない方という形があると認識しています。

あと農協から町に対する要望に関することですが、今時期的にそうなのですが、3年間の事業実施計画という中で農協さんの幅広い要求をとりまとめている中で発災後6年経過していますが、今回6年目ですが、そのような発電機や何かに対する支援要望は受け付けていない状況になっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 水に関する検証については引き続きやっていただけるといいなというところで、1つこの上水道の関係で水道の耐震化の要望はいつ頃出していかれるのか、目途があればお願いします。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） それは厚労省から国交省に所管が変わってからの要望ということですか。具体的なところでいくと国土交通省に関しても令和7年度以降で新しい補助メニューを拡充していきたいとおっしゃられているのですが、そこに対して具体的な内容はまだ明言されていない状況となりますので。具体案が通知されれば、その時点で要望していきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） わかりました。では提示されたらできるだけ早く要望していただけたらと思います。

次に移っていきます。安平町生活復興調査の結果、去年取り上げさせてもらったものなのですが、これを反映させた地域防災計画の改訂の進捗についてを伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 町職員の役割の明確化等を反映させた地域防災計画の改訂については、今年度現在改定の素案を整理させていただいていまして、令和7年度中、来年度ですが国や道との関係機関協議、また防災会議を経まして町民参画条例に基づいた意見の聴取、これらを踏まえて同年令和7年度中の改訂を目指すスケジュールで進めています。改定の視点としては、北海道胆振東部地震の検証報告に議員ご指摘の検証に基づいて指揮命令系統の一元化、現場への権限移譲など提言されている内容、またこれまでの様々な議会議論などを踏まえまして安平町の災害対策本部の組織、事務分掌の見直し、またご懸念されていらっしゃるかもしれませんが、追分地区の総合支所における配置されている職員の災害時における役割の明確化といったものを整理していこうということを進めている状況です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） そちらを進める中で課題をどのように抽出していらっしゃるのか伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） まず前段でお伝えしたいのは、地域防災計画で規定する災害というのは風水害、土砂災害、大雪災害、地震災害、樽前山の火山の災害といった様々なものを想定して進めるものがありまして、これら災害は全て発災から時間経過というのが全くこの災害によって異なるというのですが、よって一概に統一的な扱いが難しいことはご理解いただいた上で、発災直後に全職員が緊急登庁する可能性が高いものとして胆振東部地震のような直下型の大地震における対応が考えられますので、こちらを想定した回答となりますことをご了承ください。

これまでも議員からもご指摘がありました。現在追分の総合支所には支所長が配置されている状況ですが、現状の地域防災計画における対策本部組織において総合支所長の役割としては住民対策部長に位置付けられています。この分掌は町全体の避難対策とか保健医療、環境衛生、これの統括者となっています。検証の結果において追分地区における災害対応の責任の明確化、指示の一元化が指摘されていますのは、災害対策本部の中核がどうしても町長、副町長がおりますのが総合庁舎でして、一方支所の方は総合庁舎から離れているということもありまして、初期の対応の段階から瞬時の対応における判断者の不明確さが検証の結果であったのだろうと考えています。地域防災計画の改訂にあたりましてはこの検証結果を踏まえて現在の総合支所長については災害対策本部、こちらの事務局が総務課になるのですが、この総務課の直下に位置付けをして総合支所の責任者として対応いただくよう調整を進めていく考えです。また、大規模災害の発生時においては対策本部の総務統括に属する職員を総合支所に登庁させて総合支所長をフォローするとともに対策本部で決定する様々な決定事項を情報共有することも検討しているところですので。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ではその課題を解決する方法も答弁いただきましたので、次の質問に移らせていただきたいのですが、安平町の自主防災組織育成支援要綱に基づくハンドブックや手引きなどの作成について、こちら昨年度の答弁では検討を進めていくということでしたので、その後の進捗はいかがでしょうか。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） ご質問の趣旨は、自主防災組織の新規結成に向けた取り組みの全体的な進捗のご確認かと存じますので、そのような全体的な観点からご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の行動規制が解除となりました令和5年以降、既に自主防災組織を結成されている団体からの出前防災講座のご依頼ですとか、新たに結成に向けて検討したいという自治会・町内会からのお問い合わせも複数いただいている状況です。

ご質問のハンドブックや手引きについて、こうしたご依頼やご相談がある都度、議員がイメージしているハンドブックという冊子ということまでにはいかないのですが、防災担当が作成しました手作りのレジュメを持参して説

明している状況でして、例えば結成前の団体の場合、自主防災組織結成の意義とか目的といった序論の部分の他、結成された場合に交付される交付金の概要もそうですし、結成の規約案とか組織案、その他連絡網の書式例など手引きとしてご用意させていただいています。また、自主防災組織の結成条件となる規約や組織事務分掌など事務の書面を作るのがなかなかネックであることが多いのですが、ご要望に応じてそういった事務作業も代行して支援することもあります。

更に未結成団体への結成のお願いについては、今年も6月に開催されました自治会等会議で総務課として周知をさせていただいた他、現在社会福祉協議会で実施している地域ミーティングにも参加して内容について紹介させていただいている現状です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今のご答弁についてお伺いしたいのがあって、その手作りのハンドブックに関して北海道胆振東部地震の時の経験を例に挙げて資料に入れているかというのが1点と。あとは昨日の行政報告で町長も触れられていたのですが、昨年9月の一般質問以降、自主防災組織は具体的に何団体増えて全体の何パーセントになったのかお聞きしたいのですが。多分、町内会とか自治会等も世帯数が減少していて統合したというお話も聞きますし、統合したいというご相談もあるのではないかとといったところで町として事務手続きは支援していますとおっしゃっていただいたのですが、その他どのように支援を強めて結成で更につなげていくかということをお伺いしたいのですがいかがですか。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 持参をしているレジュメについては大変申し訳ございません、胆振東部地震のその時の状況とか被害の状況、どういうふう自主防災組織が対応したというような実例は今のところ掲載していません。多分、三浦議員のおっしゃりたいことはそういうものを重要だから持参するレジュメに入れた方がいいのではないかとのお話ではないかと存じます。そのとおりだと思いますので反映をさせていただきたいと思います。

次に自主防災組織の状況ですが、令和2年の2月17日に安平第2自治会が結成以降、本年8月まで様々新型コロナの影響などから相談のお話があったのですがなかなかそこから前に進まなかったところもありまして結成されなかったのですが、令和6年の自治会長会議等における結成の依頼、自治会町

内会への防災担当の職員が直接資料を持参して説明を行ったこともありまして、先般9月2日付けで北町自治会と守田自治会の2団体が新たに自主防災組織を結成しました。これによりまして町内現在34あったのが1か所合併したということで現在33の自治会、町内会、農事組合がありますが、結成済みの団体は23団体となりまして、結成率は69.7%となりました。なかなか自治会からの求めに現在は具体的なお説明をしていたところもありますが、一部震災直後かな、自主防災組織を作りたいというお話をいただいていたところでもありますが、途中コロナで大きい自治会だったのですが話が進んでいないところもあるので、こういった契機に、タイミングに合わせてここも自主防災組織作ったのでどうでしょうかというお声掛けをしながら更に結成率を高めたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では引き続き支援を強めていただけたらと思います。

最後に1つお聞きしたいのが、防災に関して安平町として今後どのような計画があるかというのを伺いたいのですが、こちら今現段階で計画があれば伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） もし視点がずれていればお話いただければと思うのですが、防災に関する計画ということで地域防災計画に基づく、その下に様々なマニュアルというのを作成しなければならない、例えば地域防災計画を策定、令和2年からなかなか進んではいなかったのですが、その間も職員の初動マニュアルといったものを作成していたり、避難所の設置と運営のマニュアルといったものも作成するなど、計画という地域防災計画の下にある様々なマニュアルと現在併行して整理しているところです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） マニュアルづくりはとても大事ですし、それを整理していくことで今後防災につながっていくのかなと思うのですが、1つ気になっていたところが町民の意識とかも大事かなと思うのですが、1つはちょっと通告からズレていると言われたら申し訳ないのですが、要支援者の名簿に

ついて、こちら9月の町報に掲載されて登録をぜひしてくださいというところで大きく出されたのですが、こちらの重要性を町民にどのように周知し伝えていくかが気になったのが1点。あと胆振東部地震の経験を忘れないということと防災について普段から考えていくことを意識してもらうために、厚真町やむかわ町は取り組みを毎年9月に式典とかシンポジウムとかフェスタ、むかわ町では復興応援フェスタとかやっていて、厚真町も追悼式が亡くなった方いらっしゃるの追悼式など行っているのですが、安平町としてもそういう取り組みを行っているのかどうか。もしやっていないければ何か今後やっていく方向が考えられるかどうか、この2点についてお願いします。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 1点目の避難行動要支援者の関係になりますが、こちらについては議員おっしゃるとおり災害時に避難をしたいのだけどなかなかご自分で、自力で避難所に行けないという方は町内にもいらっしゃるということで、こちら平成25年に災害対策基本法が開催されまして避難行動支援者名簿を自治体で作りなさいという義務化がなされた。また更に令和3年に災害対策基本法の改正が行われて、これらの中のうち本当に自力で避難ができないという方を対象にした個別避難計画の作成というものも市町村に努力義務として課せられたということもありまして、ちょっとその後のご質問にも被るのですが、今回9月に町で行っている災害時等の要援護者の登録はお済みですかという広報をさせていただきました。こちらは議員おっしゃるとおり災害というものを忘れないためにも意識付けということで広報をさせていただいていますが、それをご覧になってのご質問かと思うのですが、なかなか町の方で把握しているしょうがいのある方とか75歳以上の方でお一人でお住まいの方といったものは我々は住民記録などから抽出することができるのですが、本当に自力で災害起きたら助けてねという方をどうご本人から同意をいただきながら名簿を作っていくかが大きな課題になっていまして、こちらは今後も粘り強く登録者を増やしていく広報活動、あと社会福祉協議会が行っている地域ミーティング。また、自主防災組織の活動の中に地域内でいらっしゃる方をぜひ登録して下さるよう皆さんからもお願いしますという呼びかけをしていきたいと思っています。

続きまして2つ目ですが、災害を忘れないというのは当然当たり前のことと申しますか我々の義務だと思っていまして、町としてイベントという形ではありませんが災害対策の訓練は毎年行っていききたいと思っています。特に今年は先ほど申し上げた6月の自治会・町内会の自治会長等会議の方で自主防災組織の方からぜひともそういう交流会を行っていただきたいと、自主防災組織の交流会を行っていただきたいとのお話がありまして、こちらに対応

して11月に現在結成されているところ、結成されていなくても自治会・町内会の皆様にご案内をさせていただいて意識付けが必要だということをやっていきたいと、交流会をやっていきたいと考えています。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 一部補足します。要援護者支援台帳ですが、もともと災害救助法の前に健康福祉課の中で民生委員の部分のすくい上げで戸別にどこで寝ているのか、災害が起きた時どこから運び出すのか、飲んでいる薬はどのようなのかというような台帳は健康福祉課内で作っています。これは社会福祉協議会とも連携しながら冷蔵庫に入れる、今飲んでいる既往症の薬も現在継続してやっているところです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） そちらは昨年来からずっと伺ってわかってはいるのですが、同意を得ているかどうかが一番の問題だったのでここを議論しても仕方ないかなと思うのですが。引き続き、できれば自治会・町内会、自主防災組織の交流会はできれば毎年やっていただければいいなという要望です。

次に行きたいと思います。2番目の安平町の地域公共交通についてですが、令和4年6月に策定されて地域公共交通の計画が進められているかと思うのですが、こちらの計画検証、2年経ちましたが行われているかどうかを伺いたいのですが。地域公共交通の推進会議でも町民からの意見も聞いていると思うのですが、聞いて議論を進めているとは思いますが、どうも町民の方からお話を聞く感じでは町民の声を聞き、進めているように実際は見受けられない気がするのですが、実際的にはどのようなかという確認をさせていただきたいのですがこの点いかがですか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 只今の質問にお答えさせていただきます。令和4年6月に策定した安平町地域公共交通計画の検証については、本計画の計画の推進という項目の中で施策の実施効果や変化する社会情勢との適合性等を検証評価し、適宜適切に計画の見直しを行うことが重要と明記しているところです。そこでこの計画に掲げた各種目標の評価検証の取り組み状況においては、鉄道、路線バス、ハイヤーの各交通事業者、自治会・町内会連合組

織等の各地域代表、国土交通省、北海道運輸局、室蘭運輸支局等の各行政機関等といった関係者17名で構成する安平町地域公共交通協議会において毎年施策ごとの改善見直しを行いながら進行管理を行っている状況となっています。

ご質問の趣旨でございました地域住民の声がしっかり届けられているのかというところについては、(3)の質問にもかかってくると思うのですが、各事業者にも確実にそうした声が届いている状況ですし、公共交通の窓口である政策推進課についても公共交通機関の不備があればいろんな声が届いています。そうしたものについては適宜、公共交通機関と連絡調整を行いながら対応を行っている状況となっています。それ以外に毎年こうした協議会において検証評価を行っている状況となっています。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足させていただきます。具体例としては、みなくるの前の町道の廃止に伴いまして、スクールバスの待合所をどこにしたらいいのか町民とそこら辺の意見を聞きましてバス会社として今現在のバスの停留所という形が意見を聴取したという具体例です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 毎年検証が行われているといったところで、どのように今後改善されていくかというのは3番目でやりたいかなと思うのですが、まず先に2番目の方に入ります。通院移送サービス、通院公共交通助成等の福祉関係の公共交通支援助成の利用状況を踏まえた検証についてどのように検証されたか伺います。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） まず通院移送サービスについてご答弁申し上げます。令和6年度8月末現在の利用者数は26名となっています。利用件数は8月末現在で延べ123件。内訳として町内81件、町外42件となっています。参考までに令和5年度は22名の利用者数で延べ287件。内訳として町内173件、町外114件となっています。令和4年度は15名の利用者数で延べ427件。内訳として町内118件、町外309件となっています。利用件数自体は実績ですと減少していますが、この要因としては透析患者さんの減によるものです。しか

しながら、利用者数は毎年数件ずつ増加しており、こういった福祉サービスは欠かせられないものと考えています。

また、利用者やそのご家族の方からの相談や要望により令和6年4月から苫小牧市と千歳市を曜日分けしていた制限をなくし、月曜日から金曜日の平日において利用者が利用しやすいように見直しを行っています。

次に外出支援サービスについては、町内通院、買い物、理美容、金融機関等へのご自宅から目的地までの往復送迎となっており、令和6年8月末現在49名で、延べ316件ご利用いただいています。参考までに令和5年度は57名で830件。令和4年度は53名で707件となっています。こちらについては同居のご家族がいる場合は非該当という要件がありましたが、免許返礼者の増加や仕事で都合がつかないなどの現在の状況を踏まえ、ご家族等が受けられない方についても週1回を上限としてご利用いただいています。

いずれにしても条件が合わない方におきましては、委託先の社会福祉協議会と相談をし、やむを得ないと判断した場合は利用を許可することで高齢者の足の確保につなげています。今後においても臨機応変の対応が求められることは想定されますので、その都度の判断にはなりますが、できる限り交通弱者を出さないような対応ができるよう努めてまいりたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちらの制度をどのように周知していくかということの問題かなと思うのですが、私も個人的に通院や買い物など結構送迎を頼まれることがあって、その都度の判断とおっしゃっていたのですが、そちらのサービスの拡充とか、今言ったとおりの周知など強化を今後検討を更にしていただけないかというところの要望なのですが、現状も踏まえてどのように考えていらっしゃるかお願いします。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 只今のご質問の件ですが、車輛についてもワゴン車ということもあって定員の関係もありますので一気に集中する日がありますと調整ということもあって、そうすると要望に応えられないことも想定されます。ただ、利用者数を増やすといったことに関しては周知等も含めて今後検討する余地はあるのかなと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 例えばなのですが、空いている公用車って無いのかもしれないのですが、そういうものを例えばいっぱいになってしまった時に臨時的に使うという活用の仕方はできるのかできないのか。この点をお願いします。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 役場の公用車にもワゴン車はありますが、大きいもので10名乗りだったと思いますが、なかなか突然ワゴン車を確保するのは難しく、他の事業で他の課が使っていたりもあって、台数の限りがあることもありますが。現状の中では公用車を使っていくというのは難しいのかなと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） まずは今後このような分野、高齢化も進む中必要になっていくと思うので、この要望も踏まえて柔軟に今後考えていっていただけたらと思うのですがいかがですか。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 現在町の方で地域公共交通を使っていきましょうという取り組みをしているところもありますので。それに循環バス、デマンドバス、JR、追分ハイヤーといった公共交通機関もありますので、健康福祉課だけではなく町全体で足の確保というサービスが使えるようなことを全体的な中で議論していく必要があるのかなと考えています。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足します。通院移送サービス、先ほど公用車がどうのこうのというお話をいただきましたが、これの登録については陸運局への運行距離等への申請が必要であるということですので、その都度その時期において公用車が使える使えないの部分がありますので、先ほど小坂橋参事が拡大した中で検討の余地があるのではないかという部分も含めて検討をさせ

ていただきたいと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今後は状況を見ながら検討も進めて、

（理事者側協議）

○7番（三浦恵美子君） あ、できないとは言え、ご検討いただけるといいかなと。今、地域公共交通を使ってもらおうようにと、町も推進しているというお話をいただいたので3番目の質問に入ります。

地域公共交通事業を推進するにあたって検証を毎年されているとおっしゃっていたので、その町民の要望を踏まえて進めることが必要と思うのですが、今後どのようにこの件に関して進めていくか、どう改善していくかを伺いたいのですが、まずその点をお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 議員がおっしゃるとおり町民の声を施策に届けることは大変重要だと考えています。施策の実施効果や町民の要望など変化する社会情勢を踏まえながら適時、適切に見直しを行っていくことが重要。こうした基本的な考え方のもと今もそうなのですが、毎年P D C Aサイクルによる評価検証を行いながら事業推進しているところであり、その運用状況の具体的な例を2点ほど説明したいと思います。

まず1点目です。昨年までハイヤー空白地帯となっていた早来地区での取り組み状況についてがわかりやすいと思ひまして紹介させていただきます。この間、安平町地域公共交通協議会での毎年P D C Aサイクルによる評価検証を踏まえながら事業推進を行ってきました。その改善の効果が今年に入って表れ、今年6月に地域おこし協力隊がドライバーとして着任し6月24日から早来地区でのハイヤー営業を再開することができました。現在は月曜日の9時から19時、金曜日土曜日は9時から21時の週3日を基本に運行している状況ですが、ここに11月中旬に着任予定となっている地域おこし協力隊が1名更に加わると、12月上旬には週6日で運行が見込まれる状況になっています。

もう1点は、維持困難線区となっているJ R室蘭線の利用促進の取り組み状況についてです。町内を縦断する鉄道は公共交通の軸であり歴史ある地域資源であることから、この大切な鉄道を安平町全体で支えていけるよう町民

の自主企画によるグループ旅行等の鉄道を利用した活動費用に対する助成事業を展開しているところです。この助成事業の情報発信については老人クラブ、自治会、婦人会などへの訪問・説明であったり町内の30自治会・町内会で行われている地域ミーティングに継続的に参加させていただき、情報発信を行ってきたところ、事業が開始された令和2年度では5団体87人の実績でしたが、本年度は最大で12団体159人の利用が見込まれる状況になっています。途中コロナ禍の影響もありましたが、年々利用する団体が伸びている状況と捉えているところです。これら鉄道、ハイヤーについては安平町地域公共交通の最大の課題と位置付けているところでして、これら課題の解決に向けては毎年改善を行いながら事業推進を図っているところです。

これらの取り組みを通じて得られた成果や要望以外にも各種交通事業者、JRであったり循環バスであるあつまバス、追分ハイヤー、そこには直接利用者からの声が届いています。そうした声も適宜、協議調整を行いながら公共交通協議会構成関係者間で調整を行って毎年の改善に努めているところでして、そうしたことを引き続き丁寧にやっていきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今ご答弁いただいたとおりハイヤーやJRの取り組みなど改善が見られるということだったのですが、ちょっと時間も少ないので町民からの要望をなんぼか伝えさせていただきたいと思うのですが、まず今、後段で出ましたJRについてですが、公共交通マップのJRの時刻表に千歳駅の時間を追加してほしいと。結構、追分地区の方々は千歳駅を利用する方もいらっしゃるようで、こちらが要望1点出ています。あと循環バスについての要望が結構多くて、フリー乗降スペースの拡大について、以前のご答弁でここ増やすと時間が多くなって厳しいというご答弁もあったようなのですが、こちらは追分町内会連合会からも要望が出されていると思うのですが、フリー乗降スペースはどのように決めているのか。お年寄りが多い地域や交通の便が悪い地区、JRやあつまバスなどのバス停が少ないところも加味して決めているかというのがまず1つ。あとこのバス停に関しても運行時刻の表が書いているのですが、どちらの地域に行くバスなのか、どこのバス停から乗ればどこの地域に行くかがわかりにくいというお声も聞かれているものもありまして、あとは循環バスとあつまバスをリンクさせるのもいいのではないかとか、中核の町、追分・早来初の各地の経由のシャトルバスの設置はできないのかとか、循環バスの降車ボタンを付けて欲しい、現在は降りるバス停を乗った時に運転手さんにここで降りたいのですと伝えるのですが、例えば人数が5人、6人と増えていくと運転手さんは覚えきれなくて通過して停まらなかつたりすることがあるらしいのですよ。それも改善してほしいなど

いうところ。あとは最終便が15時台で終わってしまうとデマンドバスは17時発とかあるのですが、追分・早来間の接続が無いので追分から早来、早来から追分に行きたい人はどうしたらいいのかっていう部分。あとはバスがたまに満車だそうで、嬉しい話なのですが、その時にバス停せっかく待っていてもバスが乗れないことがあるのだそうです。そういうところもどうにかできないかというのと。バスの乗り降りも高齢者や足の不自由な方が危ないという声も聞かれています。全体的に循環バスの乗り方、初めて乗ると結構わかりづらいみたいで難しいと。なので、無料体験会をやってくれないかなっていう要望があるのですが。

ちょっとたくさん並べちゃって申し訳なかったのですが、この点についてどのように担当課で押さえていらっしゃるか。また、改善の余地があるかどうか伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） いろんな声を聞いていただいて本当にありがとうございます、大変助かります。全部メモをしきれなかったもので、後ほど細かく付け合わせできればと思います。主にいただいた意見の中でも、この間も直接声を届けられた件もあつたりとか、私も情報把握が不十分で初めて聞く例もあつたので後ほど細かい擦り合わせができればと思います。その中で特にフリー乗降区間のことが連合地区からも要望があつて、どんな決め方なのかということで、特にご返答がこの場で必要なところなのでそこをご回答したいと思います。前回もご質問いただいてお答えしているところなのですが、改めて申しますと循環バスにおきましては運行をあつまバスにお願いしていると。また、バス停の間は原則300mというところも一つルールとしてあると。更に行程ルートを通る中でバス停を増やしていったりフリー乗降区間の通る場所を延長をかけていくと全体の時刻表の策定についてなかなかバランスとるのが難しさが出てくると。そうした観点から交通事業者とまずしっかり、なるべく町担当者としては町民の声を実現できるような姿勢で対応を臨むのですが、各事業者さんの人材面の問題点とか運行上の課題点を聞き取りまして擦り合わせていながら実現可能なものに一つずつやっていく状況になっています。フリー乗降区間も、当初始めてから少しずつこれが便利だということで可能な限り増やしている状況ですので、なかなかご要望全てにお応え切れるところでは難しさを現実的には抱えているのですが、引き続き諦めずに都度こうした声を届けていただきながら毎年適宜適切に見直しを行いながらやっていきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） いっぱい並べましたけれども今回私も町民の方の声を聞いてから質問したいなと思ってアンケートを自分で作ってやったものですか。いっぱい出てきたのですが。フリー乗降スペースについては、こちらもしあれだったら思い切ってバス停というものを無くすか減らすかしてフリー乗降スペースを多くするとか、あとは高齢者が多いとか買い物の場所が不便とかそういう場所から切り込んで増やしていくとか、そういうことを協議していただけたらと思うのですがこの辺いかがですか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 1つ構造としては安平町の公共交通について循環バス、デマンドバス、ハイヤーあと鉄道ですね。こうしたものの役割分担が前提として考えながら各路線を組んでいる状況でして、ここは大変悩ましいところではあるのですが、循環バスを便利にし過ぎると今度はハイヤーとのバランスが悪くなる。デマンドバスを充実し過ぎると、ということもありまして、ここが上手に地域の皆様の足に最適化できることを観点置きながら回している状況もあります。そうしたところもご理解いただきながら町内の公共交通をうまく回していきたいと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 地域公共交通の計画を当初作った時も様々な意見も踏まえて相当数出て、それを計画に盛り込みながら実態に合わせながらバスの車輛も様々な制度も作っていったとなっていますので、細かい意見はその時にもあったものがたくさんあるかと思えます。無料乗車体験、これは面白い提案だなと思いつつ、今バス予約ですね。高齢者がなかなか苦手だということ承知なのですが、利用促進ということで今スマートフォンで24時間予約できます。それをやっていただければ今年度は無料で、体験だけでなく1年間いつでも無料だという形のPRもさせていただいていますので、そういった無料体験もご提案いただきましたが、既にやっていることもありますからそういったPRもこれからは行っていきながら、また、フリー乗降スペースは昨年町内会からも追分地区の連合町内会からも要望をいただいています、できるだけ長い区間を設定しながら見直しも行った経過があります。ただ、交通安全対策上の問題だったり冬期間のことも踏まえながら時刻表の接続の問題も、先ほど答弁したとおりであります、最大限どういった形でや

ってできるだけ乗降区間を、フリーを伸ばしていけるかが我々としても常に頭に置きながら考えているところです。当然利用者の変更とか利用が多い地域は定期的に変わっていく可能性もありますので、そういった動きも見ながら考えていきたいと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では改善していただけたらと思います。

最後に、こちら町民から出された要望なのですが、土日祝日の地域公共交通全体の運行を充実してほしいという意見なのですが。特に日曜祝日はバスやハイヤー何か一つでも動かしてもらえないかなという要望なのですよね。JRだけが動いている、JRさんを使ってもらおうということも大事なのですが、そうすると街中がカバーできない状況になっていると思うのですが。これで不便だという声も聞かれています。町民の方だけでなく土日祝日という観光客の方々も呼ぶためにも私個人的には必要なのではないかなって思うのですが、その辺の認識はいかがでしょうか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 議員おっしゃるとおり休日運行の点については課題として認識してまして、この間もそうした声が届けられている状況です。この点については運行実態やドライバーの確保等々いろんな課題との調整もありますので、引き続き検討課題として取り扱っていきたいと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 1点、土日で土曜日ですね。先ほども申し上げた早来地区で月曜と金土ですね。そこは運行をスタートしていますし、金土については月曜日と違って夜9時まで対応しているということで、例えば飲み会だったりそういったものもコロナ明けで増えてくるということも想定しながら土曜日のところは復活させておりますので、そういったニーズは我々も同感です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 地域公共交通が不便と感じて町の外に移住を考えている方も現状声が私のもとにも聞かれていますので、担当課や行政側としては頑張っ  
て拡充に向けてやっていると  
思うのですが、ここら辺も踏まえて人口流出を防ぐ意味でも今後とも尽力していただければと思いますのでよろしくお願  
いします。以上で終わります。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。以上で三浦恵美子議員の一般質問を終わ  
ります。

以上をもちまして本定例会に通告された一般質問は全て終了しました。こ  
こで3時15分まで休憩します。

休憩 午後 3時00分

---

再開 午後 3時15分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。

---

◎ 日程第2～7 認定第1号～第6号

○議長（多田政拓君） 日程第2、認定第1号 令和5年度安平町一般会計歳入  
歳出決算の認定についてから日程第7、認定第6号 令和5年度安平町水道  
事業会計決算の認定についてまで、以上6件を一括議題とします。説明を求  
めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 只今、議長から令和5年度安平町各会計決算の認定に  
ついて一括議題とする旨の説明がありましたので、案件朗読、提案説明は認  
定第1号のみとさせていただき、認定第2号から認定第6号までを省略し、  
別添監査委員の審査意見書、地方自治法第233条第5項に基づく主要な施策の  
成果を説明する書類として主な公共施設の収支状況、令和5年度指定管理者

制度導入施設決算状況及び利用者人数一覧、100万円以上の主たる事業調書並びに別冊で令和5年度予算流用・予備費充用等を記載した令和5年度歳入歳出決算資料を付して、それぞれの歳入歳出決算書の総括表をもって提案説明とさせていただきます。それでは認定第1号について朗読いたします。

#### 認定第1号

令和5年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233号第3項の規定により、監査委員の意見を付して、令和5年度安平町一般会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

#### 認定第2号

令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

#### 認定第3号

令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第4号

令和5年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、令和5年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第5号

令和5年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、令和5年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第6号

令和5年度安平町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、令和5年度安平町水道事業会計決算の議会の認定を求める。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

お手元に配布しております令和5年度安平町各会計歳入歳出決算書の1ページをお開き願います。

それでは令和5年度安平町一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。歳入合計86億558万9970円、歳出合計84億2827万3345円、歳入歳出差引残額は1億7731万6625円となりますが、内訳2行目の明許繰越額8498万1000円及び3行目の事故繰越額39万2700円を差引いた9194万2925円が実質収支額となりますので、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、この2分の1を下回らない額である4600万円を財政調整基金への繰入額とし1億3131万6625円を翌年度繰越額とするものです。なお、内訳に記載しているとおおり、明許繰越額及び事故繰越額を差引いた4594万2925円が一般繰越額となります。

次に180ページをお開きください。認定第2号、令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての決算概要についての決算概要についてご説明いたします。歳入合計8億8524万2100円、歳出合計8億7524万5836円、歳入歳出差引残額は999万6264円となりますので、同額を翌年度繰越額とするものです。

次に200ページをお開きください。認定第3号、令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算概要についてご説明いたします。歳入合計1億5121万5532円、歳出合計1億4995万232円、歳入歳出差引残額は126万5300円となりますので、同額を翌年度繰越額とするものです。

次に209ページをお開きください。認定第4号、令和5年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての保険事業勘定、歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。歳入合計10億5772万9286円、歳出合計8億7922万6310円、歳入歳出差引残額は1億7850万2976円となりますので、同額を翌年度繰越額とするものです。次に228ページをお開きください。令和5年度安平町介護保険事業特別会計介護サービス事業勘定、歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。歳入合計923万7054円、歳出合計678万9070円、歳入歳出差引残額は244万7984円となりますので、同額を翌年度繰越額とするものです。

次に認定第5号、令和5年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての決算概要についてご説明いたします。歳入合計7億1918万4585円、歳出合計6億9469万674円、歳入歳出差引残額は2449万3911円となります。この残額は下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による下水道企業会計へ引き継ぎをいたしました。

次に認定第6号、令和5年度安平町水道事業会計歳入歳出決算の認定についての決算概要等について説明をいたしますので別冊で配布しております決算書の1ページをお開きください。決算書1ページ、決算報告書(1)収益的収入及び支出の収入区分第1款水道事業収益は、決算額3億8277万893円で、備考欄の仮受消費税及び未収還付消費税を差引くと3億6554万1254円となり15ページに記載しています収益合計と一致します。下段、支出区分の第

1 款水道事業費用は決算額 3 億1281万2570円で、備考欄の仮払消費税を差し引くと 3 億137万3153円となり17ページに記載しています費用合計と一致します。収益的収支の差し引き額6416万8101円は当年度純利益となり、この額は3ページの損益計算書当年度純利益また8ページのキャッシュフロー計算書、当期純利益と一致します。営業損失、経常利益の内訳については3ページの損益計算書をご参照願います。2ページ、(2)資本的収入及び支出の収入区分第1款資本的収入は決算額8970万3658円となり、18ページに記載しています収入合計と一致します。下段、支出区分の第1款資本的支出は決算額1億7063万5237円で備考欄の仮払消費税を差し引くと1億6487万8388円となり19ページに記載しています支出合計と一致します。資本的収支決算額の不足額は8093万1579円となり、この不足額は消費税調整額558万7195円、当年度損益勘定留保資金3545万6144円及び減債積立金3988万8240円にて補填しています。9ページから14ページまでは令和5年度安平町水道事業報告書を記載しておりますのでご参照願います。これは地方公営企業法第30条第4項の規定により令和5年度安平町水道事業会計決算の議会の認定を求めるものです。

以上、令和5年度安平町一般会計他4特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算の提案説明を終了させていただきます。ご審議の上ご認定くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長(多田政拓君) ご苦労様です。説明が終わりました。お諮りいたします。認定第1号から認定第6号までの令和5年度各会計決算の認定については、議会運営委員長の報告のとおり、議長及び議会選出監査委員を除く9名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、次の定例会までの閉会中の継続審査にすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認め、そのように決定しました。

只今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により議長が会議に諮って指名することになっていきますので指名します。

1 番 工 藤 秀 一	2 番 米 川 恵美子	4 番 鳥 越 真由美
5 番 田 村 興 文	7 番 三 浦 恵美子	8 番 箱 崎 英 輔
9 番 内 藤 圭 子	10 番 高 山 正 人	11 番 梅 森 敬 仁

以上、9名を指名します。これにご異議ありませんか

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって只今指名したとおり決算審査特別委員会の委員が決定しました。

次に特別委員会の委員長及び副委員長を選任いたします。特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により委員会において互選することになっています。只今選任された決算審査特別委員は、休憩中に議員控室において委員会を開催し正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を得るよう委員会条例第8条第1項の規定によりここに招集いたします。

それでは暫時休憩いたします。特別委員は議員控室へ移動し正副委員長を互選願います。15時40分を目途としてください。

休憩 午後 3時27分

---

再開 午後 3時38分

---

◎ 決算審査特別委員会正副委員長互選の結果報告

○議長(多田政拓君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。休憩中に特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたのでご報告いたします。決算審査特別委員会委員長に7番三浦恵美子議員、副委員長に8番箱崎英輔議員、以上のとおり互選されたとの報告がありましたのでお知らせいたします。

また、決算審査特別委員会については10月30日水曜日、31日木曜日の2日間の日程で開催したいと委員長から申し出がありましたので併せて報告いたします。

○議長(多田政拓君) お諮りします。会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定しました。

---

◎ 追加日程第1

○議長（多田政拓君） 追加日程第1 会期延長の件を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は本日までと議決されていますが、議事運営の都合により9月20日金曜日まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって会期は9月20日まで延長することに決定しました。

---

◎ 日程第8 議案第1号

○議長（多田政拓君） 日程第8、議案第1号 安平町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第1号朗読

議案第1号

安平町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

安平町国民健康保険条例（平成18年安平町条例第106号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、罰則に関する規定を改正するため、この条例の制定について、提案するものである。

改正条文の朗読を省略し、はじめに一部改正の趣旨をご説明いたします。今回提案します条例の改正につきましては、マイナンバー法の一部が改正されマイナンバーカードと被保険者証が一体化することに伴い現行の被保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなるため、条例の文言を整理することが主な内容となっております。

それでは新旧対照表によりご説明いたします。第9条についてですが、条例に引用している法第9条第9項を第5項に改め、また令和6年12月2日以降は被保険証が発行されなくなるため返還に関する文言を改めるものとなります。また、この条例の施行日は令和6年12月2日となります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(多田政拓君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第 9 議案第 2 号

○議長（多田政拓君） 日程第 9、議案第 2 号 安平町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 議案第 2 号朗読

議案第 2 号

安平町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

安平町公民館条例（平成18年安平町条例第159号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 18 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

開館時間、使用料金や減免対象等について見直しを図るほか、早来公民館（町民センター）改修に伴う室名等の項目整理、指定管理者制度導入のために必要な事項を定めるため、この条例の制定について、提案するものである。

条例本文の朗読は省略し、新旧対照表によりご説明します。新旧対照表をご覧ください。第 7 条第 3 項については早来公民館に合宿機能を追加したことにより休館日であっても団体宿泊使用に限りその使用を妨げないよう追加するもので、第 8 条の開館及び使用時間については管理費を圧縮するため開館時間を午前 9 時から午後 6 時までとし申請があった場合のみ午後 9 時までの使用を認めることとするもので、第 12 条の使用料の減免については利用実態に即した表記とするものです。

次ページ、第 18 条から第 19 条については指定管理制度を導入するために必要な事項を定めるものです。

8 ページ以降に記載の別表各館の使用料につきましては、これまでそれぞ

れの館ごとに料金設定をしておりましたが施設面積、使用面積、管理費用等をもとに統一した算式により算出した使用料金とし、また使用区分も午前、午後、夜間としていたものを1時間あたりとさせていたただき、より利用しやすい料金設定に改正させていただくものです。

13ページ備考ですが、この使用料につきましては町民利用に係る使用料とさせていただきます、町外者はこの表の2倍、営利目的については町内者2倍、町外者4倍の使用料をいただくこととし、団体宿泊使用については減免対象外としております。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちら利用時間や利用料金など大幅な改正になるかと思うのですが、利用者に対して、町民に対してどのように今後周知又は意見の聴取などを行っていくのか伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） ご決定いただいた後に町報それからホームページなどを通じながら、また機会があれば主な団体にもお声掛けしながら周知を徹底してまいりたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 以前、追分公民館に文化的な機能を集中して早来はスポーツの拠点としてというご説明があったのですが、それが伝わっていない地域の住民もいらっしゃったので、ぜひ要望があったらというだけではなく積極的に周知してもらえるように。変わったことすらわかっていなければ要望も出せないなので、その点お願いしたいのですがいかがですか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） そのように努めてまいりたいと思います。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[米川議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 8条の2項に使用の申請があった時午後9時までとすることができると、この申請があった時っていうこの条件みたいなものはありますか。申請したら必ず午後9時まで使用することができるのでしょうか。

[佐々木教育委員会参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 利用申請をいただければ午後9時まで利用できるものとなっています。

[米川議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） それから19条の4項で町長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができるとありますが、この基準とはどういうものなのでしょうか。

[佐々木教育委員会参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 指定管理者の利用料金の設定かと思いますが、条例で定める利用料金、今回改正させていただきます、例えば今回使用料の料金表も改正させていただきますが、それを上限として下げることは可能ということの意味合いの条文となっています。

[米川議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） この免除する基準というのか条件みたいなものは文書化されていないのですか。

[佐々木教育委員会参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） ちょっとわかりづらい表現となってしまいましたが、基準はこの使用料の料金表、これを上限とするということですので。そのような理解でいただければと思っています。
- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[内藤議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） 最後の方に営利を目的としたという言葉があるのですが、どういったことが営利になるのか確認したいと思います。私たち時々使わせていただいて、例えば会費を取るとか関係した本を売らせていただくとかいった場合が営利になるかどうか教えてもらえますか。

[佐々木教育委員会参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） なかなか個別の団体にかかりますとそれぞれご確認いただきたいと思いますが、その団体の主たる目的が営利を目的で設立された団体ということになりますので、例えば勉強会を中心としたものであれば基本的には社会教育団体ですとかその他の団体とはなるかと思いますが、団体それぞれの設立趣旨によっては変わってくるかと思っていますので、ご相談いただければと思っています。
- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[鳥越議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 鳥越議員。
- 4番（鳥越真由美君） さっき参事が最後の方で説明の時に宿泊についての団体については割引しないとおっしゃったのですが、例えば町内の子どもたちが団体に泊まる場合においても割引は無いという理解でいいのかわかりたいと思います。

[佐々木教育委員会参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） そのとおりです。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[米川議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 暖房費についての記述が無いのですがそれについて、またエアコンを使いますので電気料金これからかなりの光熱費がかかってくるかと思いますが、それについての決まりはないのですか。

[佐々木教育委員会参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 改正前においては暖房費等の記載はありましたが、今回使用料を算定する上で、物件費というところにかかる経費に入れております。また、各館によって違いますが、議員のおっしゃられたとおりエアコンが有るところ無いところといった部分もありますので、改めて暖房費として取るのではなくて、あくまでも今回提案させていただきました使用料の中に含めたということでご理解いただければと思います。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[小笠原議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） ちょっと見方がわからなくて。使用にあたって安くなったのか、高くなったのか。ちょっと見たら追分公民館なら午前中でいけば600円ですね、9時11時で600円になりますね、1時間あたり第1研修室。使用料1時間あたりだから9時から始まって12時まで3時間、600円ですね。それは従来900円が600円に下がったという理解でいいですね。  
それと集会室も3掛けたら4800円が1万500円が4800円に安くなったという認識で、総体的に安くなったということですか。それによる減収ってどのぐらい考えているのですか、追分公民館。ちょっと早来の方はわからないのですけど。お願いします。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 今回の改正におきまして、金額的なところは小笠原議員がおっしゃるとおり基本的には安くなっています。例で言いますと追分公民館集会室、お話もあったのですが午前中3時間の利用で旧料金1万500円。これが1時間あたりに直すと3500円だったのですが、今回の新料金については1600円となりますので。部屋にもよるのですが、そのような形で減額という計算が出ています。

それから減収ですが正式な金額は出していません。公民館の利用に限っていいますと主に町内の社会教育団体のご利用が多く、暖房料等の収入がありますが、大きなところ例えば遠浅公民館、安平公民館で考えると通常社会教育団体の利用というよりは例えば葬儀ですとか臨時的な、イベント的な町外団体の利用によって収入の大部分を占めているところもありますので、今回の改正は主に減額となるところは町内の社会教育団体となりますので、そこまでの金額は出していませんが、減収になるかどうかと言えば金額的には少ないとは思いますが減収になるものと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第10 議案第3号

○議長（多田政拓君） 日程第10、議案第3号 安平町スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 議案第3号朗読

議案第3号

安平町スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

安平町スポーツセンター条例（平成18年安平町条例第171号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

安平町スポーツセンターの開館期間及び休館日、使用時間について実態に即した整理を行い、合わせて使用料や減免対象等の見直しを図るため、この条例の制定について、提案するものである。

条例本文の朗読は省略し、新旧対照表によりご説明します。新旧対照表をご覧ください。

第11条の使用料の減免については利用実態に即した表記とするものです。第17条の損害賠償義務については公民館条例とあわせた表記とさせていただくもので、第18条の指定管理者による管理は、これまで使用の許可、使用許可の取り消し等、入館の制限等とさせていただいたところですが、公民館条例と同様に管理及び職員、開館時間等、使用時間、使用料の不還付、特別の設備等について追加するものです。

7ページ別表第1、開館期間及び休館日については、現在の開館実態に即した改正を行うもので、室名の改正については従来より2室あったものを研修室のみの表記であったことから研修室1・2と改正するものです。

別表第2、使用時間については、アリーナの貸し切り使用時間を午後6時までとし、申請があった場合に限り午後11時までとすること。更には利用実態に即した使用時間の改正を行い管理費の圧縮をしようとするものです。

別表第3、一般使用料及び別表第4貸切使用料につきましては公民館条例と同様に施設面積、使用面積、管理費用等をもとに統一した算式により算出した使用料に改正させていただくもので、11ページ備考欄につきましては、公民館条例と同様に町外者はこの表の2倍、営利目的については町内者2倍、町外者4倍の使用料をいただくこととするものです。

以上で説明を終わります、ご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） プールの使用料が段違っているから、あっちいたりこっちいたりして見づらいので、横に向けてきちんとやればどこがなんぼ上がってどこが下がっているってわかりやすいのだけど、総体的にパッと見た時に使用料そのものは上がっているのですか、それとも変わらない。こう見たら上がっていますね普通、150円、400円とかなっていますから上がっていますね。その上がっている分、総体的に上がっているのか変わらないのかどっちですか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 利用料金については今回の改正で町民利用については総体的には下がっています。ただし、トレーニング室の利用それからプールの利用については計算式により若干値上がりになってしまったという結果になっています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 総体的な収入が変わるのですかこれで。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） スポーツセンターの使用に関しては、プールの使用に関しては基本的には中学生まで無料、65歳以上も無料でやっていますのでそれほど大きなものはないと思います。スポーツセンター全体の使用料でいきますと大部分がアイスアリーナの貸切使用ですので、その町外団体がアイスアリーナを貸し切り使用した場合は100円程度の値下げにはなるのですが、基本的には、総体的には使用料としては変わらないものと考えています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私が心配しているのは、これによって指定管理料が変わってきますからね、今度の。来年ですよ指定管理者の変更するのか延伸するのか全く変えるのかってあるから。使用料が1つの指定管理の積算の根拠になりますから、それで気にしているのでそこあたり含めてどうなのかと聞いただけで、変わらないということでありますから。また、アイスアリーナの方にたくさん人が入って業者が儲かれば、また新たな展望を含めてもう1回議会の中で管理料含めて整理していきたいと思いますので、その点よろしいですね。

○議長（多田政拓君） 参事よろしいでしょうか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 今お話があったとおり、指定管理に関わって利用料金の見込みは先日ちょっと議員協議会の場でお示しさせていただきました利用料金収入については、今回の改正によって減額とするものではありません。先日ご説明させていただいた利用料金を設定させていただいて、基準管理表を決めていく形をとらせていただきたいと思います。

また、今後の指定管理に関わる議員のご説明ですが、先日の議員協議会の中でも小笠原議員の方から協定なんかも含めてもう1回説明してほしいというお話がありましたので準備が出来次第、協定に関わる部分についてもいろいろご意見いただいていますので、そこら辺の調査研究をさせていただきまして、案がまとまったらまたお話させていただきたいと思いますのでよろしく願います。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第3号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第11 議案第4号

○議長（多田政拓君） 日程第11、議案第4号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第4号朗読

議案第4号

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）」によるマイナンバーカードと被保険者証一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、関係市町村の議会の議決を要するため、提案するものである。

規約本文の説明を省略し、はじめに一部改正の趣旨をご説明いたします。今回提案いたします規約の一部改正につきましては、マイナンバー法が一部改正されマイナンバーカードと被保険者証が一体化することに伴い、現行の被保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなるため、規約の文言を整理することが主な内容となっております。

それでは新旧対照表によりご説明いたしますが、改正内容につきましてはマイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い当該事務処理規定の表現を改めるもので、第4条においては1から5に掲げられた事務処理規定を後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務として処理するに改めるものとなります。

4ページをご覧ください。第19条第2項においては別表第2を別表に改めるものとなります。別表第1は削除となり別表第2は別表に改めるものとなります。附則の規約の施行日については北海道知事の許可の日から施行とするものとなります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第4号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第12 議案第5号

○議長（多田政拓君） 日程第12、議案第5号 安平町スポーツセンター温水プール天井耐震化改修工事請負契約の締結についてを議題とします。提案説明を求めます。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 議案第5号朗読

議案第5号

安平町スポーツセンター温水プール天井耐震化改修工事請負契約の締結について

安平町スポーツセンター温水プール天井耐震化改修工事を施工するため、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

安平町スポーツセンター温水プール天井耐震化改修工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。

裏面をご覧ください。

## 記

- 1 契約の目的 安平町スポーツセンター温水プール天井耐震化改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 82,500,000円
- 4 契約の相手方 藤建設・島崎経常建設共同企業体

代表者 札幌市白石区栄通15丁目8番6号  
藤建設工業 株式会社  
代表取締役 工 藤 喜 作

構成員 苫小牧市沼ノ端中央1丁目1番24号  
島崎建設 株式会社  
代表取締役 島 崎 鶴 松

入札結果は参考資料のとおりですが、4社による入札を実施し予定価格に対して98.68%で落札という結果になっています。

補足説明でございますが入札告示抜粋資料をご覧ください。安平町スポーツセンター温水プール天井耐震化改修工事につきまして、失礼しました落札率は97.49%です。工事期間、令和6年9月30日から令和7年1月31日まで。工事概要、建築構造、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積2121.94㎡に係る天井の耐震化改修となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） こちらの建物の天井は今まで耐震化が行われていなかった。それで診断はいつされていたか、今までそれで基準上大丈夫だったのか。その点お願いします。

[佐々木教育委員会参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 今回の天井の耐震化工事は吊り天井の非構造部材の耐震化工事となります。例えば町民センターのような構造物、建物全体の耐震化というよりは、その建物に付く非構造部材の天井の耐震化となります。ここについては平成24年に建築基準法の改正がありまして非構造部材の耐震化についてもするよという法改正がありましたが、胆振東部地震において被災を受けた際には幸いにも落下等の状況ではなかったのですが、一部端が損傷したのみの被災ではあったのですが、昨年度実施設計する際にその重量とか構造について設計業者に確認をいただいて主に建材の重量について基準に合致していないことが判明しましたので、今年度その吊り天井、それからその金具と言いましょか、そこの部分について改修工事を実施させていただくものです。

[三浦議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 基準が変わってすぐ診断を行わなかったということなのでしょうか。町内のそういう施設まだ残っているのか。その2点お願いします。

[佐々木教育委員会参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） この改正については10年ほど前にあったのですが、この間なかなか工法等を含めてかなり高額となりますので検討はしていたところではあります、何とか今年度工事に至ったという経緯があります。社会教育施設におけるそのような吊り天井の構造については、この温水プールの工事が終わりましたら全て完了するものと認識しています。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[高山議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 高山議員。
- 10番（高山正人君） 吊り天井ということですから詳しく自分がわかっている範囲で言えば、ぬくもりの湯の構造式と原則的には変わりはないのかなとい

う感じはしているのですが。ここも同様、多分換気システムというのは上ですからかなり重要度が、必要性があるのかなと思っています。当然年数が経っているので耐震化の天井だけをする事なのか、それに付随する換気の状態の機器の具合はどうかということを確認したのか、その辺について伺います。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 今回の天井の改修の設計の際に、まずは吊り天井の内部と言いますか隠れた部分、ダクト等も通っていますので、震災の影響等も考慮しながらその部分の点検を実施していただいて、その部分については問題ない旨のご回答をいただいています。それから空調設備については保守等実施していますので、震災の際にはボイラーの損傷等もあったのですが、その際に空調等の点検等、更には毎年の保守点検を実施していますので問題ないものと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今回の一般競争入札の種類で事後処理型なのか。もし、事後処理の一般競争だったとしたら最低価格ライン作ったのか作らなかったのか、その点いかがですか。

[渡邊政策推進課長挙手]

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 今回の入札に関しては事後審査型の入札ということで執り行っております。先ほど皆様方のお手元の方に参考資料ということでお配りさせていただいた1枚ものの資料があるかと思うのですが、その一番上の段のところに記載している資料がそれに該当する資料となっていますのでよろしくお願ひしたいと思います。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 課長、これ最低価格でやったんでしょこれ。ないって

ことかい。

○政策推進課長（渡邊匡人君） ございます。

○3番（小笠原直治君） 俺必要ないような気がするんだけど、事後処理でね。あえてどうなのかなと思って。どっちでもいいとなっているのですよね。だけどやっぱりなぜ事後処理するのかっていうことは、やっぱりスピーディにやるということですから、従来的一般競争入札よりは。なら別に安い方に落ちるといふ事後処理型の一つの基本ラインの方が良いような気がするのですけど。その点、慎重にしたら最低価格がいるという判断なら仕方ないですがその点いかがですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 職権の要件等々きちんと確認をさせていただきながら、きちんとした企業様の方に契約させていただく観点からこういった手法を取らせていただいていますので従来同様執り行わせていただきたいと思います。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第5号を採決します。本件について原案のとおりすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13 議案第6号

○議長（多田政拓君） 日程第13、議案第6号 財産の取得について（町民センター備品購入事業（施設備品））を議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 議案第6号朗読

議案第6号

財産の取得について

次の財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

財産の取得をするため、地方自治法第96条第1項第8号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。

裏面をご覧ください。

記

- 1 取得しようとする財産の種類 町民センター備品購入事業（施設備品）
- 2 契約の相手方 勇払郡安平町早来大町34番地  
株式会社 岸田  
代表取締役 岸田 和也
- 3 取得の目的 町民センター改修に伴う施設備品の購入
- 4 取得の方法 指名競争入札

- 5 取得の価格 16,335,000円
- 6 取得の時期 令和7年3月
- 7 支払方法 全額一括払い

入札結果は参考資料のとおりですが、3社による入札を実施し予定価格に対して82.27%で落札という結果となっております。

購入する備品については町民センター改修に伴い、土砂落としマット等、議案第6号資料のとおり購入するものです。以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第6号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（多田政拓君） 日程第14、議案第7号 財産の取得について（町民センター備品購入事業（体育設備））を議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 議案第7号朗読

議案第7号

財産の取得について

次の財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

財産の取得をするため、地方自治法第96条第1項第8号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。

裏面をご覧ください。

記

- 1 取得しようとする財産の種類 町民センター備品購入事業（体育備品）
- 2 契約の相手方 勇払郡安平町追分本町3丁目44番地1  
株式会社 まこと商事  
代表取締役 小納谷 陽一
- 3 取得の目的 町民センター改修に伴う体育備品の購入
- 4 取得の方法 指名競争入札
- 5 取得の価格 9,680,000円

6 取得の時期 令和7年3月

7 支払方法 全額一括払い

入札結果は参考資料のとおりですが、3社による入札を実施し予定価格に対して92.34%で落札という結果となっております。

購入する備品については、町民センター改修に伴いバレーポスト等、議案第7号資料のとおり購入するものです。以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第7号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第15 議案第8号

○議長（多田政拓君） 日程第15、議案第8号 町道路線の廃止についてを議題とします。提案説明を求めます。

[塩谷建設課長挙手]

- 議長（多田政拓君） 建設課長。
- 建設課長（塩谷慎嗣君） 議案第8号朗読

議案第8号

町道路線の廃止について

道路法第10条第1項の規定に基づき、次のとおり町道路線を廃止することについて、議会の議決を求める。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

農道整備事業の施行に伴い、町道向陽3号線を農道にするため廃止したいので提案するものである。

裏面をご覧ください。

記

#### 1 廃止路線

路線番号	路線名	起点	終点	延長
2006	向陽3号線	追分向陽921番地先	追分向陽1038番地先	1,755.40m 実延長 (1,748.40)m

補足になりますが町道廃止路線図をご覧ください。向陽3号線につきましては町道向陽2号線を起点とし同じく春日旭線を終点とする町道で、現在起点から約650mは舗装済み区間で残りの約1100mが砂利道となっております。

町道廃止後につきましては直ちに安平町が保管する農道台帳に登載し農道として今までと変わらぬ維持管理を行うものとし、また舗装済みの約650m区間につきましては平成2年に団体営農道整備事業で舗装工事を実施してお

り、今回残りの砂利道1100m区間を農道整備事業（農道・集落道整備事業／高度化型）で北海道が主体となって舗装工事をするものです。以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第8号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎ 延会宣告

○議長（多田政拓君） お諮りします。本日の会議はこの程度に留めこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会します。なお、明日は午前10時に再開しますのでご参集願います。本日はご苦勞様でした。

延会 午後4時26分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---